

衆議院 商工委員会 議 録 第 七 号

昭和六十三年四月十三日(水曜日) 午前十時開議

出席委員

委員長 渡辺 秀次君	理事 尾身 幸次君
理事 甘利 明君	理事 田原 隆君
理事 奥田 幹生君	理事 奥野 一雄君
理事 与謝野 馨君	理事 青山 丘君
理事 二見 伸明君	理事 井出 正一君
理事 麻生 太郎君	理事 小川 元君
理事 石渡 照久君	理事 佐藤 信二君
理事 海部 俊樹君	理事 玉生 孝久君
理事 島村 宣伸君	理事 中山 太郎君
理事 中川 秀直君	理事 福島 讓二君
理事 額賀福志郎君	理事 牧野 隆守君
理事 前田 武志君	理事 宮下 創平君
理事 宮里 松正君	理事 山下 拓君
理事 森 清君	理事 山崎 泉君
理事 綿貫 民輔君	理事 井上 克陽君
理事 小澤 克介君	理事 緒方 豊司君
理事 上坂 昇君	理事 城地 稔君
理事 早川 勝君	理事 水田 晃司君
理事 石田幸四郎君	理事 森本 晃司君
理事 荻仲 義彦君	理事 工藤 晃君
理事 藤原ひろ子君	

出席政府委員

通商産業大臣 田村 元君
通商産業大臣官 棚橋 祐治君
房長 山本 幸助君
通商産業大臣官 末木風太郎君
房総務審議官 安藤 勝良君
通商産業大臣官 房審議官
通商産業大臣官 房審議官

第一類第九号

商工委員會議録第七号 昭和六十三年四月十三日

委員外の出席者

議 員	上坂 昇君
総務庁統計局統計調査部労働力統計課長	伊達木瀧之助君
経済企画庁総合計画局計画官	新保 生二君
経済企画庁経済研究所次長	石井 武君
国土庁土地局土地利用調整課長	鈴木 克之君
郵政省電気通信局電気通信事業部業務課長	濱田 弘二君
建設省建設経済局事業調整官	和里田義雄君
商工委員會調査室長	倉田 雅広君

委員の異動

四月十三日 補欠選任	前田 武志君
佐藤 信二君	宮里 松正君
中山 太郎君	井出 正一君
穂積 良行君	

同日 関山 信之君 早川 勝君
水田 稔君 上坂 昇君

同日 井出 正一君 穂積 良行君
前田 武志君 佐藤 信二君
宮里 松正君 中山 太郎君
上坂 昇君 水田 稔君
早川 勝君 関山 信之君

四月十三日

憲法商法規制に関する陳情書外三件(福岡県大牟田市有明町の三大牟田市議会内矢野太刀男外三件(第二九号))
中小・零細企業対策の充実に関する陳情書外三件(福岡県大牟田市有明町の三大牟田市議会内矢野太刀男外三件(第三〇号))
フロンガスの早期規制に関する陳情書外三件(金沢市広坂二のの一石川県議会内金原博外三件(第三一号))
は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律案(内閣提出第三〇号)
訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五七号)
訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案(上坂昇君外三名提出、衆法第六号)

渡辺委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。奥野一雄君。

○奥野(一)委員 いろいろお尋ねをしたいことがたくさんあるわけでありまして、時間も、時間が制約をされておりますので、なるべく今までの質問の重複を避けるようにお尋ねをしておきたいと思っております。若干ダブる部分もあると思っております。御了承いただきたいと思います。最初にこの法律案の必要性と、現在まで行われてきております国の産業あるいは経済政策との関連、こういう観点から順次お尋ねをしていきたいと思います。このわけでありまして。

最初に、産業と雇用の空洞化、こういう問題についてお尋ねをしておきたいと思うのですが、私は百四国会及び百八国会のこの委員会、産業の空洞化及びそれに伴う雇用の空洞化ということについて若干質問をしたことがございます。そのとき、たしか産政局長だっと思っておりますが、そう心配はないというようなお答えが当時あったように記憶をしております。ところが、今日も、今日の段階でそのことについてどうお考えになっておられるか、これを通産の方にお尋ねをしたいということです。

それからもう一つ、経済企画庁の方にも一緒に関連するものですか、ちよっとお尋ねしておきたいのですが、一昨年の暮れだと思っておりますけれども、経企庁の方で出されたものを見ますと、雇用の空洞化は深刻化しない、海外投資は積極的に進めるべきだというような判断をされたおつたわけでありまして、そういう判断をされておつたわけでありまして、今日この段階で、この点については経企庁の方にお答えをいただきたいと思つたわけでありまして。

以上、まず最初にお尋ねします。
○杉山政府委員 構造調整、特に海外投資に伴う

少なくならざるを得ない。また、そこに働く労働者の就業構造の割合からいきましても同じようなことが言えるかと思いますが、実質的な生産のペースでは従来のようなウエイトをぜひこれは維持していく。そのために政策的な努力も大いにやっつけていかなければならない。また、そうすることがサービス産業その他の産業分野でこれから新しく雇用をつくり出していく、そのための新しいサービス業をつくり出していくそのまた源泉にもなるのではないかと、そういうふうと考えているわけでございます。

○奥野(一)委員 海外投資の関係と産業構造の調整、私は一つの考え方として、産業構造の調整というのはなぜ必要になってきたのか、これと、それでは海外直接投資ということと本来一本のものなのか違うものなのか。私は別に考えたいと思っているのです。

一般的に言われる産業構造の調整というのは、円高とか何かでもって日本の産業が例えば太刀打ちできなくなってきた、これは輸入がふえるというところになると思うのです。輸入がふえてきて日本の産業では太刀打ちできない。城下町企業のようにやっつけていけなくて、これは何とか構造転換——今までもそういう法律でやってきましたが、構造転換や何かでもってそこで生き延びられるような産業構造にしていかなければならない。これはある意味では私はわかるのです。しかし、今度海外直接投資ということになってくると、それは日本でも今まで百生産しておいたものを三十を海外で生産する。これは私の考え方が間違っているのかもわかりませんが、三十は海外でやる。すると、今まで日本は百やっておいてそこには雇用もあつたのが、三十が海外へ行くということによって三十分の雇用が日本では減る。それから、三十について回っておいた中小企業、これも海外に行けるものに行くのだからけれども、行けないものはそこでちよつと困るといふ状況になってくる。これが同じように考えられてくるとちよつとまた対応が違うのではないかというふうな気がして

いるものですから、私は前段言ったような産業構造の調整ということであれば、そこにはいろいろな立地政策を一つは考えていかなければならないのではないかと。今までもやっつけてきたような転換対策とか何かでもやらなければならぬ。しかし海外投資の場合だったら、これまたちよつと対応が違ってくるのではないかと。だから、経済審議会で建議した構造調整の指針というのを見ておきますと、積極的に海外投資をやりたい、そうするとそのことによつて相手国の生産、雇用を拡大することになる、それから現地生産の進展に伴つて我が国の経常収支の黒字縮小に寄与する、だから海外投資を積極的にやるべきだということになると、それによつて国内が受ける影響ということになるとちよつと違うのではないかとこの感じがして、そのところは少し私はこちらがらがつていっているのですから、誤解してはいけないと思つてい

○杉山政府委員 私どもは次のように理解をいたしておるわけでございます。

日本経済は、これまで私どもの先人の努力によりまして非常に産業の競争力がつきまして、その結果として、先ほど申し上げましたように日本経済というものはこれまで輸出がふえやすく輸入がふえにくい、黒字がたまりやすいという体質になつてまいつておりまして、その結果として円高という問題が出てまいりました。円高になつてまいりますと、国内で生産をして輸出する、これがだんだんやりにくくなつてまいりますし、海外の製品の方が安く手に入るといふことで輸入がふえてまいります。これまで国内で生産をして輸出していた企業も、円高のもとでは採算がとれないといふことになつてまいりますと、海外に出ていって海外で生産をして海外で販売をする、また海外の安い部品を輸入して国内で組み立てて海外に輸出をする、そういうような対応をしてきていと思ひますので、輸入の増加と海外投資の増加というのは、やはり円高という状態のもとで市場原理に従つて当然に起こつてきた二つの現象であるうと

思ひますし、こういうルートを通じて日本経済の構造調整、産業構造転換というものが出てくるのだからと思ひます。

御指摘のように、そうした場合、大企業は出ていくけれども中小企業は出ていけないということでの国内でのひずみ、摩擦という問題が起こつてまいりますし、先ほど来先生お尋ねのように、これまで国内で生産を続けていた場合に比べて雇用機会が減るんじゃないか、それも御指摘のとおりでございます。ですから、そういう問題については政策的な対応をして中小企業の混乱を少なくすることも必要でございますし、雇用機会をふやすためには新しい製造業の分野をつくらせていく、またマクロ的にできるだけ高目の成長を実現するというところで経済の活力をつけ、その中で新しい消費を中心とした内需を盛り上げていって、輸出にかわつて国内で事業活動が重点的に行われる、そういうようなものに切りかえていくための政策的な努力が重要になつてきているのだからと思ひます。

繰り返しになりますが、そういう意味におきましては輸入の増加、海外投資の増加というのは同じルートから出ておりますし、またその効果は同じ産業構造の改善、経済構造の調整というところに行き着く、ただしその際の混乱の防止ということについては政府として大いに努力をしなければならぬ、こういうふうな理解をしているところでございます。

○奥野(一)委員 もうちよつとお尋ねをしておきたいのですが、日本の産業あるいは日本という立場に立つてみて、例えば自動車産業なら自動車産業が全部海外に行つてしまつたという場合を仮に想定して、それは本社が日本にあるから日本の産業といふことになるのでしょうか、いろいろな面で、例えば雇用は現地雇用になる、税金だつてそれは現地で払うわけでしょう。向こうの方が安ければ、日本にはいろいろな税金は入つてこないと思ふのです。そういう面から見て、仮にそういう一つの産業なら産業が全部海外へ行つてし

まつたという場合はどういふようになるのですか、やはり日本の産業という形になるわけですか。

○杉山政府委員 お尋ねのような現象が実際に生ずるかどうかは別といたしまして、もし仮にそういうような、ないしはそれに近いような事態が起こる、これは大変なことであると思ひます。確かに、本社だけが日本にございまして製造現場が日本にないということになりますと、これは雇用機会の減少だけではなくて、やはり技術開発というものは生産現場に密着して行われるものでございまして、そういうような事態が生じますと、これは日本の製造業にとつてゆゆしい事態だと思ひます。

私ども、日本の企業にいろいろ聞いてみますと、もちろん海外との関係で海外進出はする、輸入はふやしていくということも考えておりますが、基本となる生産現場はできるだけ国内に残しておく、またそれによつて技術開発は国内で進めていくということをお考えの企業が大半でございますので、実際の問題として先生お尋ねのような事象が起こることは考えられないと思ひますし、起つてはいけないと思ひます。また、万が一にもそういう事態が生ずるような場合には事前の手を打つ必要があると思ひますが、現在までのところの状態ではいさますと、そういった大きな混乱なしに構造調整が実現されるのではないかと考えております。

○奥野(一)委員 それは極端な例ということで申し上げたのですが、私が心配しているのは、海外直接投資や何かを仮にどんどんやつていって、先ほど言いました新前川リポートなどは、それによつて現地で雇用もできるし現地生産もできる。それから、日本ではその部分の製造が減るわけですから、逆に例えば輸入ということも出てきて経常黒字を減少させる役に立つ、だから積極的に海外投資をというふうな私とれるわけですね。そうすると、例えば一〇〇%行つてしまふということではないにしても、全体の産業という立場から見

た場合に、日本の産業というのちよつとおかしくなっていくのではないか。それではだれのために一体やるんだ。そのことで日本の国内の産業がさらによくなくなっていくか、あるいは日本の国民にとつてよくなっていくか、あるいは日本の国民は私はわかる。しかしそうでないという、一体それは何のためにやっているのだ、だれのためにやっているのか、こういう疑問が出るものですか、積極的に海外投資をやる方がいいのか悪いのかという判断がなかなかつかないということになるわけでございます。

これは、皆さん方も既に御案内のことだと思ふのですが、ことしのごく最近だと思ふすけれども、シンポジウムが行われているのです。その中では、脱工業化社会というのは幻想だ、空洞化を防ぐために絶えざる革新をやつていかなければならない、日本は対外直接投資による輸出から現地生産への切りかえ、発展途上国からのOEM、相手先ブランドによる供給方式による輸入が企業の経営戦略と今なつてきている。これは全体の意見ではありませぬけれども、その中で代表的な意見として、経済を人に例えれば、研究開発は頭脳情報通信のネットワークは神経、工場は筋肉ということ、この三者が一体にならなければだめなんだ、こういうことを指摘しているんですね。

今の日本の場合には、先ほど極端な例を申し上げましたけれども、そこまで行かないにしても、工場関係、筋肉に關係する部分は表に出ていってしまう、日本の方ではもつと先端的なものをやらなければならぬということ、今度出てきているような法律だとか産業技術だとかいろいろなことをやっている、そういうようなことでやっていると果たしていいのだろうかという疑問を投げかけている学者もいるわけですね。このシンポジウムなんかにはどなたか出席もされているのじゃないかと思うのですけれども、もしその内容を承知したらちよつとお尋ねしたいと思ふますが、なかつたらそれはそれで結構でございます。

○杉山政府委員 ただいま先生から御紹介のあり

ました問題につきましては、それだけでどのシンポジウムであるかということも私も申し上げかねるのでございますが、実は最近のことになりますと、同じような趣旨で製造業の重要性についてということにつきましては、私どもの所管の財団法人産業活力研究所というところがアメリカの学者を呼んで話を聞いたことがございます。その中で、私は直接聞いたわけではございませんが、資料等を読ませていただいたことでの断片的な知識でございますが、農業が縮小をしていったということになるけれども、農業の縮小というのは、それ自体だけではなくてそれに関連する各種のサービス業というように大きく影響が出るのだ。したがって、同じように考えますと、これから製造業が縮小をしていくことになると、それと離れてサービス産業の拡大というのはあり得ない、そういう趣旨だと思ふます。

ですから、そういう意味で申しますと、先ほど申し上げましたように、私も製造業がどんどん縮小していつていとは決して考えておりません、少なくとも実質生産ベースで現在程度の製造業は絶対に維持していかなければいけない。そのためには、おっしゃる様に革新的な分野というのを生み出していかなければならない。そうすることがサービス産業を育てるゆえんでもあるというように考えておられるわけでございますので、あるいは先生御指摘の点はそういう学者のお話のことを指しているのではないかと思われます。

○奥野(一)委員 そうなんです。なぜ言つたかといひますと、例えば前川リポートの中の雇用への対策、それからこれは一昨年の暮れに経企庁が示した判断、そういうような中に、例えば雇用の空洞化というのは心配ないんだ、確かに製造業やなんかではほとんど減つていつていられるけれども、サービス業とかそつちの方でふえているからいいじゃないか。前川リポートなんかの方でも大体そんなような書き方になつていられるんですよ。私はここにちよつと疑問を持ったのですから先ほどちよつと引例をさせてもらったわけでも、産業

活力研究所ですか、そこが開いたシンポジウムの中でもそういう意見が出て、アメリカの何とかというその有名な学者がそういうことを言つておられる。

だから、私が言いたかつたのは、そういうふうにして海外投資やなんかで例えば製造業が減つていつて、これは産業だけでなくて今の部分は雇用部分でありますけれども、例えば雇用が減つていつても三次産業でカバーするからいいじゃないか、これはやはりちよつと違うんじゃないですか。私もそういう見解を持つていられるものですか、そういう面でお尋ねをしたわけでございます。

そこで、きのううちの小澤委員の方からも若干出ておりましたが、今までもいろいろな立地政策というものはとられてきた。産業投資、工業整備あるいは工業再配置、低開発それから農村地域の工業導入とか、いろいろなことをやられて今日に至つてきている。今度は、これは後で触れますけれども、頭脳立地という問題についてはその基本になつたのがこれだといふふうに私は思つてい

わけですが、地域経済活性化研究会の中間報告、これは昨年の六月に出されて、恐らくこれに基づいて今の頭脳立地法と言われるものが生まれてきたのだらうと思つていられるわけですね。ですから、そういう観点に立てば、中身はこれだけの中身ですから、本来なら中で質問したいということがたくさんあるわけでありませぬ。しかし、これをやつていたらこれだけで大変な時間がたつてしまひますので、これは当然この土台だらうと思ひますので、まずこの中で二、三の辺はちよつと聞いておきたいなと思つていられる点がありますので、お尋ねをしておきたいと思ひます。

その一つは、この報告書の中に、円レートの急激な変化によつて産業構造調整とか雇用問題を惹起して国内経済は厳しい状況にあるが、各国間の政策協調のむねと対応するとかというようになつて書いてあるわけでありませぬ。私は前にもこの委員会でお尋ねをしたことがあるのですけれども、

国際的な立場で国際的な産業調整というのですか、そういうようなことについてちよつと質問したことがあるのです。その場合に、国際分業とかなんとかというときに、お互いの国がそういうことについて合意に達しているのですか。例えば、日本は高度技術の關係だとかサービス産業というものをやつてくだささい、アメリカはこういうことをやります、ドイツはこういうことをやります、そういうようなことに恐らくなつてないはずだ。しかし、なつてないのに日本だけが産業構造の調整をやつていふようなことになると、ちよつとおかしいのではないかとこのようにお尋ねしたことがあつたのです。そういうようなこと

で、この中の「各国間の政策協調の下で」ということは何を意味しているのか、それをちよつとお尋ねしておきたいと思ふのです。

○杉山政府委員 確におつしやるように、各国の間でそれぞれに分野をやり、どの分野を他に任せるといふことについて明確な取り決めがあるわけではございませんし、各国それぞれの立場では、どうしても自分のところの産業分野を守ろうとする傾きがあるわけでございますが、日本の場合には特に、先ほど申し上げましたように大幅な赤字を出すような体質になつておりました、それをほうつておきますとますますレートが円高に進む可能性がございませぬ、急速なレートの円高化というのは、調整効果はございませぬが、むしろ副作用と申しますか混乱、摩擦が余りにも大き過ぎる。そのために、レート調整によりまする程度の構造調整、産業分野の転換ということも当然必要ではございませぬが、むしろ体質そのものから変えることによつて余り大きな混乱、摩擦なしに対応できるようにしていく、それが特に日本の場合には必要ではないか、こういうことであらうかと思ひます。

そういう観点から申しますと、むしろ日本の場合には輸入の拡大または海外投資ということ、当面は国内から産業分野を失う方に強く効果が出てまいりますから、おつしやいますようにその

部分は、サービス業という他の分野はございませぬが、痛みが出てくる分野と伸びていく分野とが全く違っておりまして、そう簡単に、マクロ的にはいつてもミクロ的には問題が出てまいります。したがって、それにかわるようなより高度の分野を製造業の分野で拡大する等の対応策も重要だということだと思えます。また、日本が赤字黒字を出してございませぬと、各国に保護主義的な勢いが高まってまいりまして、日本が国内に残しておくことができる得意な分野すらも各国の輸入制限その他でむしろ発展の芽を摘まれる、そういう心配もございませぬので、日本の立場から考えますと、他国に迫られてやるといふ面、これが全くないわけにはないと思えますけれども、日本の立場からむしろ前向きに受けとめてやらなければならぬという面が非常に大きい、強いのではないかと考えます。

○奥野(一)委員 ちよつと私の聞き方も悪かったのだからと思うのですけれども、例えば世界各国が協調して世界全体の経済を何とかよくしていくこと、安定させていくこと、そういう立場の中で、例えば日本はこういう役割分担、仮にそういうものが完全な文書や何かの合意でなくとも、お互いにいろいろな会議や何かで話し合いの中で出てきて、それでうまくいくということであればいい。そうすれば私は、例えば貿易摩擦のようなことなんか今度は余り問題にしないで済むということにもなるのではないかなという感じがするわけなんです。今は、何かアメリカとのやりとりだけを見ておきますと、何でもとにかく日本の膨大な貿易黒字があるから悪いというたまたか方をしているような印象があつてしようがない。その場合に、世界経済全体を見てそういう協調が仮に成り立つのであればいいのだけれども、そういう意味で書かれているのかどうかというところを一つは知りたかつたわけなんです。

○杉山政府委員 大変失礼をいたしました。日本の立場は今申し上げたようなこととございませぬが、日本だけのために今のような事態が生じ

ているわけではございませぬで、むしろ国際的な政策協調といひますと、アメリカの立場からは今度は逆に輸入がふえやすく輸出がふえにくいという体質がありまして、これがまた一つ大きな混乱のもとをつくっているわけではございませぬから、今度はアメリカの立場からは、日本とは逆な方向で各種の政策的な努力というのが必要なのではないか。それは、産業の輸出競争力を高めて輸出をできるだけふやして輸入がふえにくい、そういう体質にアメリカ経済を変えてもらうということも必要だと思ひますし、むしろそういう両方の政策的な対応相まって現在の問題の解決になる、それが国際的な政策協調であると思ひます。

また、マクロ経済の運営につきましても、日本はできるだけ高目の成長を続けるような努力をする、アメリカでは財政収支の赤字を減らすというようなことになりまして、経済についてはむしろマイナスの効果が出てくることもある程度甘受せざるを得ない。むしろそういう双方向の両国の政策協調があつて初めて問題の解決になるんで、日本だけの政策努力で問題が解決する、そういうものだとはいへないと思ひます。

○奥野(一)委員 次に入らせていただきますが、その前に、これは私の考えとして申し上げておきたいのですけれども、これは先ほどちよつと言いましたように、雇用の方の関係になります、製造業が仮にどんどん減つていって雇員が少なくなつても三次産業あたりで雇員をカバーできるからいい、こういうのがあつて、それで私はちよつと疑問だ。経企庁の方で出している六十二年度地域経済レポートというのを見ましても、今全国で一番景気が悪いと言われているところほど三次産業のウェイトが高くなつていっているわけなんです。三次産業のウェイトが高くなつていっているのは景気の回復とか何かにはまだ役に立っていない、むしろ思われるのです。これからどうなるかわかりませぬ。

例えば北海道と沖縄なんというのは典型的な例だと思ひますが、北海道の場合は二次産業だと二

三・四、これは生産の構成比ですけれども、沖縄は一九・六。ところが三次の方にありますと、北海道は六八・九、ちよつと沖縄の数字が抜けているからあれですが、就業者の構成比を見ましても、大体沖縄と北海道というのはずば抜けて三次産業の方がいつているわけなんです。本来であれば、雇用という立場から見ますと、働く人にしてみればそれはどこで働いたつていいと思うのです、収入があれば。しかし産業全体とか経済全体というものから見た場合に、三次産業だけが仮にどんどん伸びていって、それだけで日本全体の産業構造としていいんだらうかという疑問があるもので、それから、これは時間の関係もありますので、そういう点だけ申し上げておきたいと思ひます。

次に、この地域経済活性化研究会の中間報告もそうでありまして、それから大臣の所信表明の中にも「近年、研究開発、情報サービス等いわば産業の頭脳部分が東京圏に一極集中する傾向にあり、地域経済の活性化を図るためには、こうした産業の頭脳部分の地方分散を促進することが急務」と書いてあるわけでありまして、また、今申し上げました地域経済活性化研究会の報告の中には「東京からの機能分散も含め」と書いてあるわけでありまして、きのうも若干質疑があつたように承知をしておりますけれども、今政府として進めている東京一極集中排除との関連、それからきのう通産大臣は、この法案については単に通産省が受け持ちという立場でやるのではなくて、日本全体というか政府全体が何かそういうことについてやるという気構えでなければ、そう簡単にはいかないよというふうにお答えになつたように、私は承つておるわけでありませぬ。このいわゆる頭脳立地法も、そういう面では東京一極集中主義というものの排除のためにやられようとしていられるではないかなという感じがするわけなんですけれども、今政府がやるうとしていられる東京一極集中排除との関連と、それから東京一極集中主義の排除というものは、今政府がやるうとしていられること

で実現する可能性があると思ひますかどうかという見解を、ひとつ伺ひたいと思ひます。○田村国務大臣 率直に言ひまして、四全総の志向するところを受けておる面が多分にあるわけではございませぬ。東京一極集中というものにコンパスの針を置いておると言つていいの、あるいは地方の活性化というものに針を置いておると言つていい問題はあると思ひますけれども、先ほどおつしやつたように過去の幾つかの計画を振り返つてみますと、確かに生産部門、つまり工場については工業再配置政策等の効果もあつた、地方分散が進みつつあると思ひます。これはそれなりに相当の成果をおさめてきた。工場数において、新規立地という点においては大体七、八〇%の成果をおさめたのではないかとと思ひます。

ただ、従来と違つて最近の特徴というものは、いわゆるソフト部分というのが非常に発達してきて、サービス、情報化時代でございますから。そこで、研究者や情報サービス業等の急速な成長というものに我々はやはり対応していかなければならない。そういう意味で、この比重を高めていきましたいという産業の頭脳部分の東京圏への一極集中、こういう傾向の著しいことは事実でございますから、このような産業面の集中が人口の集中や事業所必要の増大による地価高騰などの一因ともなつておるであらうというように、いろいろと東京一極集中排除ということを含めたこの法律案の成果というものは付加価値を上げていくだろうと思ひます。でございませぬから、私も思ひます。これで一〇〇%大丈夫かという議論より、むしろこの法律を進めることによつて相当の成果を上げていくというふうに思ひます。このように思ひます。それからまた、先ほど奥野さんおつしやつたように、日本政府の名においてやらなければならぬ問題でございますから、単に四省の主務官庁だけで事が進むわけでもございませぬ。日本政府のあらゆる機関の、あるいは地方公共団体のあら

ゆる機関の知恵というものもおかりしなければならぬことになりまして、例えば人材養成なんという知恵も拝借しなければならぬでしょうし、時には私学のお知恵も拝借しなければならぬかもしれませぬ。そのようにして、政府一体となつて、四全総という軸で回転していく政策展開の一環としてこれを進めていきたいものというふうに考えておる次第でございます。

○奥野(一)委員 これは、地域経済活性化研究会中間報告の七ページのところの「地域間の経済格差の是正」という項目の中で「地域における生活環境の整備を進めるとともに、東京からの機能分散も含め地域における高次機能の集積等を促進することにより、個性豊かな地域経済を構築していくことが必要である。」と書いてあるわけでございます。今大臣がお答えくださいましたように、一つの国の大きな方針というのは四全総、そういう立場に基づいて、また必要なものは各省庁がそれぞれ内容を整備していく。それから、東京一極集中主義排除あるいは多極分散型都市形成というものは、恐らくそれらの中に含まれているものだと思います。この頭脳立地法と言われるものも、それから全く切り離された存在ではないだろう、この中身を見ますと、やはりそういうふうな受け取れるわけですから、随分そういうことについても書かれているわけでございますから。

そこで、今度の例えは頭脳立地地をやるという場合、そういう研究開発機関や何かというものを地方に分散をさせていくことになるわけでありまして、その場合に、例えば新しく一つの地域に研究開発のようなものを設定するということと、東京にあるものをそつちへ持っていくということでは、ちよつと違つてくると思うのです。これはどつちをとられるということになるのでしょうか。

(奥田幹)委員長代理退席、尾身委員長代理着席)

○安業政府委員 ただいまの点でございますけれども、私も両方考えております。工業あるいは工場を分散するときは、地元企業、地場企業の育成発展というものと、東京都の大都市圏からの誘致ということを二つやつたわけでございますが、これについてもやはり両方だと思ひます。

ただ、目的はあくまでも、その地域に内容的にそういうものが発展するということは非常に重要なことでございますし、しかしそういうものが十分でないときに、東京都からの移転というものがその一つの触媒になることも重要でございます。そので、当面は両方だと思ひますけれども、最終的な気持ちとしては、地域でどんどん発的にそういうものが育成発展していくということがまた望ましいと思ひます。

○奥野(一)委員 私もちよつと心配しているのは、東京に余りに集まり過ぎて地方の過疎化が進む、そういうものを是正をしなければならぬというのが東京一極集中排除、多極分散型だと思ひます。

そうする場合には、例えば地域の中に、その場合でもつて何か新しいものを、これはできるものではないかと私は思ふのです、当たり前です。できるものはできるというところは当たり前です。でも、ただ、今のような東京の姿をそのままにしておいたのではやはり東京集中になるというのですか、この中にも書いてありますけれども、東京の機能に依存をしないような地域の何とかかんとかとあるのですけれども、それは難しいのではないだろうか。すべてのものが今東京に集まり過ぎて、地方でそういうものができて、結局は東京依存という形になってしまふ。そういうものをある程度なくして、その地域なら地域が自立をしてやれるような状況というものでなければ、さあこれでやつてみて東京の方はそのままというところになつていった場合には、どれだけの効果があるのかという疑念をちよつと持つていられるわけなんです。

しかし、東京から移転をさせるということにな

つたつて実際は難しいのではないかと。政府の機関でさえないから簡単に決まらない。本当なら政府がやるんだから、政府の機関なんというのとはさつと決まりそうなものだと思ふけれども、これだつてなかなか決まらない。まして民間の場合には、当然それは利益とかなんとかということになつていかなければならぬ。せつかく例えれば地方に何かをつくつてみる、全部それは東京依存体質になつてしまつて、また本社は東京に置かなければならぬとか、何とかしてしよつちゅう東京に出てこなければ自分たちの仕事ができないというような状況では困るのではないだろうか、こういう気がするのですが、その辺は心配ないということですか。

○安業政府委員 これまでやつてまいりました工業再配置政策につきましても、いろいろな施策を強化して、それなりのある程度の成果を上げてきたと思つておりますが、これも地元の大変な御努力もありまして、国としてもいろいろな支援をしてきたということがございます。しかし今度のこの頭脳部分につきましては、今までと同じ、あるいはむしろそれ以上に簡単なではないということ、先生のお指摘のとおりでございます。と申しますのは、こういう産業の頭脳的なもの、そういうものは今の情報化とか国際化とかというものが進む中で大都市圏、特に東京圏の方が有利である。本当に有利かどうかは別といたしましても、そういうような感じというものが非常に強くあることは事実でございます。それが今の東京一極集中になつてしまふ。これではいけないというところで、地域にそういう集積地をつくつていこうということなんです。

したがって、やろうとするところは簡単ではありませんけれども、しかし一方におきまして、地元としてはその頭脳によつて、テクノポリスの地域でももちろんそうでございますけれども、それ以外の産業におきましても、やはり単に単純なものをずつとつくつていくだけではだめで、どんな新しいもの、いいものをつくつていかないとこれはだめだ、というのの産業でも共通でございます。ですから、そういう産業の頭脳部分をぜひ地域に育て、地域を活性化したいという地域の御要望も非常に強いわけでございますから、何とかそういう方向でこれを成功させていきたいというふうに考えております。

○田村国務大臣 今、局長が申したとおりでございますが、率直なお答えを申し上げますれば、やはり今の東京という問題は異常だ。でございますから、大変難しい問題ではあるけれども、しかし何かをやらなければならぬということだけは事実なんです。でございますから、私はこの頭脳立地の法律だけで能事終われりというものはやないと思ふのです。いわゆる四全総の思想に基づいて通産省はこういうことを担当して、これと取り組んでいくということだと思ふのです。そして大きくは、夢のような話ではございませんけれども、これまた取り組まざるを得ないでしょう、避けて通ることはできないと思ふのですが、あるいは遷都にすることか分都にするのか展都にするのかはとにかくとして、この政治、行政の機能をどうするか。また、官庁の施設を地方へ持つていく、これも結局我々が担当しておりますこの問題と同じように、総理府にとつても避けて通れない問題だ。みんながそのように協力を合してやつていかなければならぬでしょう。

らないと思うのです。

ただ、ここでこういうようなことをやるためには今の体制でいいのか。今の体制というのは、いろいろな機能は東京一極集中主義になっていまして、行政の分野も中央一極集中になり過ぎて、この分野では東京一極集中の地域の中で活性化させてやるか、これが非常に必要だというふうには私は痛感しているのです。また最近の「自治日報」の中に、島根県の恒松前知事さんの書いた記事が載っているわけでありまして、これも、これはこういうふうに言われているのです。〔今多くの自治体は（まちむらづくり）に必死に取り組んでいる。自分たちの町や村が姿を消すのではないかと危機感からである。彼らが望んでいることは思い切った権限の委譲と自主財源〕こういうものを地方に与えないとうまくいかないのだという意味のことを言われているわけなのです。

私も、そういう面はあると思うのです。これは行政府の場合でも、今自分たちにある権限を放すということになったら相当の抵抗はあると思うのです。本来ならば、行政改革の第一歩にそれをやらなければならなかったのではないかと。例えば地方に補助金をおろすという場合には、何回東京に出ていかなければならぬというふうなことは、こんなようなことでは、地方は自主性を失ってしまふ。地方で自主性を失ってしまうというところは、東京に頼らざるを得なくなるということとつながっていくことになるのです。地方の経済活性化ということにはなっていないか。いやないか。やはり分権ということが一番重要ではないのだから。東京一極集中主義の排除でも、分権、委譲ということから始めていけば案外可能性が強いと思つてゐるわけなのです。だから、この頭脳立地法なんかの場合でも、これを有効に実現させるためには地方に対する分権、地方自治体の財政の強化ということもあわせてやら

とだめになつてしまふのではないかと。

時間がありませんので、ついでにそつちの方にも触れてお尋ねをしておきたいと思うのですが、例えばこの法案の中では「資金の確保」ということで出ておられますが、その中で国の援助なんかの場合に「地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をする」となっているわけですから、逆にこれから外れたものはだめだということになるわけですね。「法令の範囲内」というのはちよつとわかりませんが、地方団体の財政状況ということになりますとこれは何を基準にするのか。公債費率か何かで考えるということになるのか。せつかくやろうとするのであれば、そこが決まれば、おたくは財政状況がだめです。資金を融通しません、これではまた困る、こういうことになるわけでありまして、今申し上げました地方分権と自治体の財政対策という点でお尋ねしておきたい。

○田村国務大臣 前段のくだりは、これは恐らく役人の答弁じゃ限界があるでしょうから、私からお答えをいたしたいと思つています。

私は、基本的に奥野さんと同じ考えでありまして、四全総の中にも「このため、国と地方の役割分担については、国、地方を通ずる行政の簡素合理化及び地方分権の推進の観点に立つて、地域づくりにおける地方公共団体の自主性、自律性の強化等を図ることを基本に」と云々という文言があります。しかし、いざこれを具体化する、これは大変なことでございまして、私は今まで、政務次官時代に入れますと随分幾つかのお役所に奉公したわけですが、とにかく一が組織、権限、二が予算、これに關しては我々党政治家というものは、つまり我々庶民という立場では考えられない。自分の懐もあるまいに私はいつかと思つてゐるわけですが、これに關しては狂気のさたと云つてもいいのじゃないか、私は本當にそう思つています。

でございまして、私ときどきふと思つています。

が、今、内閣総理大臣でどんな人が必要なのだろうか。今は竹下総理ですから立派にやってくれると思つてゐるが、その後だれが必要なのだろうか。私は、何らためらうことなく河野一郎と答えます。ああいう人が出てきて大なたを振るうというふうなやり方をしなければ、これはなかなか簡単なものじゃない。地方分権というのにもピンからキリまでございまして、ですから、我々は遷都、分都、展都というものを交えながら真剣に考えていかなければならぬと思つています。

東京というのがなぜこんなに巨大になつたのか、なぜこんなに異常になつたのか。それは、情報化時代だからすべての産業の機能、経済機能が東京に集まつたと言えはそれまでですけれども、その以前に政治、行政のすべての権限がここに集中してあるからそういうふうな――結局これも付加価値です。私はそう思つています。でございまして、今こそ竹下総理が申しております政治、行政の地方分権も、我々が行動することによつてこれをいかに進めなければならぬと思つています。

しかし、率直に言つてこれはなかなか並み大抵のことじゃない。その意味では、私は鬼にもなれば蛇にもなろうと考へておる次第でございまして、

○安楽政府委員 先ほど地方債についての御例示がございましたけれども、確かにこれは法律の条文でございまして、「法令の範囲内」とか「資金事情」とかいうことが書いてございまして、これはある意味で当たり前のことか、そういう感じではございまして、むしろこの「特別の配慮をする」というのは、そういう本条の条件に合致する限りは優先的に起債の許可をするという、その支援するための条文を政府内の交渉で特に入れたらどうか、こういうことになって国会の方にお願いしてゐる次第でございまして。

○奥野（一）委員 時間が来たので終わりますけれども、せつかく皆さん方が英知を集めてつくられた法律案でございまして、地域の経済の活性化

に幾らかでもやはりより多くの役に立つように、これから運用や何かの面でも十分御配慮してやつていただきたいと思います。

○尾身委員長代理 午後零時三十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時三十分休憩

午後零時三十分開議

○渡辺委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。萩仲義彦君。

○萩仲委員 私は、地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律案、通称頭脳立地法でございますが、これから頭脳立地と言わせていただきますけれども、この法案に關連して、大臣初め通産省の方々に何点かお伺いしたいと思います。

この頭脳立地という法案を作成したその陰には、やはり通産省として地域経済の活性化という大きな命題を抱えていらつしやると思つております。四全総でも多極分散と言われますけれども、これは口では言うのは簡単でございまして、でも、事柄はなかなか大変である。それは東京の持っているエネルギーといひますか、情報にせよ、国際的な金融機関あるいはあらゆる企業や行政あるいは司法も集中してゐる。これだけ強大になつてゐる東京というものを地方に分散させよう、そのための一つのコアとして頭脳を適切に全国へ分散立地して、そこに好ましい集積した一つの都市といひますか、そういう形態をつくつていこうという、その趣旨はわかるわけではございまして、基本的に私は、これだけ強大な東京の持っているエネルギーといひますか、これを分散させるために本當によほどの力といたしませんか、思ひ切つた英断がないとそれは不可能じゃないかと思つてゐる。間々ございまして。

この四全総で言うところの多極分散、東京一極集中のエネルギーを何とか回避していこう、地方に好ましい都市を構成していこうという、これに対して通産省はどうお考えになつてゐるか、まずその点からお伺いしたいと思います。

○田村国務大臣 東京というところは余りにも巨大になり過ぎて、もちろん東京のいい面もあります。情報化時代でございますから、特に政治、行政を中心として経済すべてが東京に集中しておるといふ次第ですから、いい面もありましようけれども、今我々が当面して特に庶民が困り果てておるといふ、つまりこのマンモス都市東京が抱えておる悪い面が今浮き彫りにされておる。

そこで、四全総は多極分散ということを目指しておるわけでございますが、我々もその思想を受けて、従来の工業再配置、テクノポリス等のみならず、もう大体これはほほそれなりの成果、十分ではなかったかもしれないけれどもそれなりの成果は上げ得たわけでございますが、これからいよいよ頭脳部分と言われるソフトの部分で地方へ分散といひますか拡散させよう、そして一つには、よき意味における東京都の空洞化を図ろう、と同時に地方の活性化に大いに役立つことができればという願いを込めてこの法律を御審議願つておるわけでございますけれども、もちろんすぐにすばらしい効果が出るかどうか。私は率直に言つて、目覚ましい効果が出る、つまり環状七号とか八号とかという道路に大きな予算をつければそれは効果が目に見えて出るわけでございますが、この問題はそう簡単に効果は目に見えないかもしれない。しかしやらなければならぬ、放置するわけにいかない。でございますから、そういう点でこの法律案の御審議を願つておる次第でございます。

東京は余りにも巨大になり過ぎた、そして政治も行政も経済もすべての権力が集中し過ぎたといふことでございますから、四全総の志向する方向というものは正しいといふふうに私は考えております。

○越中委員 今、大臣の御答弁の中で、私は非常

に期待をする発言を感じておるわけでございませう。それは、大臣はいみじくも東京の空洞化という表現をなさつたのです。今アジアNIC等々のために生産立地を海外へという動きで、いわゆる日本の産業の空洞化が叫ばれておりますが、基本は今大臣がおっしゃつたように、東京を空洞化できないのかどうかということについて最後に大臣のお考えをお伺いしたいと思つておるわけでございませう。この点今度の法案にも関連して、おっしゃるとおり非常に大事であるかと私も認識をいたしております。

そこで、これは局長で結構でございますから、今大臣の御答弁の中でも工業再配置促進法のお話もございました。その前に、新産都市構想とか多極分散型にしようといつていろいろ努力をなさつておる。これは各省庁共管でございますから、関係省庁の努力もあろうかと思つて、通産省としては、新産都市構想、工業再配置促進法あるいはテクノポリス等々の構想で分散を図つておられた。これに対して今どういふ評価、認識に立っていらつしやるのか、その辺ちよつとお伺いしたいのです。

○安業政府委員 お答え申し上げます。

まず一番初めの古い方から申し上げますと、新産・工特区でございませうが、これにつきましては高度成長時代、昭和四十年代に地方に対して、地域に対して拠点開発をしようといふことで始めた政策でございます。その結果、これまで特に重化学工業の発展、臨海型基礎素材型産業の発展に大きく寄与いたしました。今日の日本経済、産業の成果の中で重要な位置を占めてきたものではなかつたかと思つておる。これが新産地域十五地域と工特区六地域あるわけでございませうが、対全国の工業出荷額のこの地域のシェアでいいますと、昭和四十年の一四・一％が六十年には一六・九％になつた、それから人口が同じく一四・四％が一四・九％になつたといふような形で、一応地方に対する工業、人口の分散には寄与してきたわけでございます。

ただ、期間を分けてやっておりますけれども、昭和五十六年から六十年までの第三次基本計画の達成率を見ますと、工業出荷額目標達成率は四三・九％等々といふことで、目標には達していません。特に二回の石油危機がございまして、それ以後我が国の経済が安定成長化する。そうした中で、産業構造も基礎素材型の産業のウエートからむしろ高付加価値型、加工組み立て型の産業にウエートが移るというような中で、この地域におきましてはさらに地域の整備というものを進めておるわけでありますが、そうした産業構造の変化の中で、新しい産業構造に合わせたような展開ということも必要であるといふことで、高付加価値型産業の育成、あるいは基礎素材産業についても新しい技術開発等の導入によりまして新しい発展を図る、そういう努力が行われておるわけでございませう。

それから次に、昭和五十年の前後になりました。高度成長から安定成長にだんだん向かつてまいりましたが、そうした中で国土計画の方では三全総というのができました。それから工業立地政策の方でも工業再配置政策といふことでやつてきたわけでございますが、これは必ずしも臨海型といふことでなく、内陸型の加工組み立て型産業等々を重視いたしまして、誘導地域という地方の地域を法律上決めまして、そこに三大都市圏等からの工業の分散あるいは工業をそこで内発的に育てるといふことをやつてきたわけでございませう。これにつきましては、工場の立地件数でいいますと、面積ベースで当初の目標の全国の七割くらいを誘導地域でやるという目標がほぼ達成されたわけでございますが、やはりこれも経済成長の安定化という中で、工業出荷額で見ますと目標の半分程度が達成されたといふことでありまして、まだまだ不十分といふことでさらにこの政策を進めていこうといふふうにしておるわけでございませう。それからテクノポリス法でございますが、これは、そういう産業構造の変化の中で、特に昭和五十年代の後半以降ハイテク産業というものが技術

革新の中で大変重要になってまいりまして、そこでこのハイテク産業というものを地域に導入していく、あるいはそれを促すこととして、高度技術の工業の技術を高度化するといふことで、高度技術に立脚した工業の開発、それと産学住の町づくりといふような観点から地域を決めて、そこでハイテク的な工業開発をやつてきたわけでございませう。

これは、現在始めて四、五年というところでございます。これからまだ時間がかかるので評価についてはさらに時間を見ますと、テクノポリスを承認し始める前の三年とそれ以後の三年間を年平均で比べてみますと、工場の立地件数につきましては、面積ベースで一・八倍、それから立地件数で一・四倍といふことで全国平均を上回る立地が進んでおるといふわけでございませう。その際同時に、テクノポリスといふことでございませう。高度技術に関係したいろいろな施策があるわけでございませうけれども、その一つとして、例えばテクノポリスの開発機構といふものをそれぞれの地域につくつていただいている。いろいろな事業をしていただいておりますけれども、その関連でも、例えば研究開発型企業の育成のための債務保証事業といふのを見ますと六十二年度末で合計百四十七件出ていると、あるいは産学官の交流といふことを非常に重視してまいりました。これもだんだんふえてまいりまして六十二年で百九十件のケースが出ておる。それからまた、リサーチコアといふような研究施設の充実等の施策もございまして、そのほか公設試験研究機関の拡充等、地元での努力もいろいろございまして、研究開発とか人材育成、情報等の施設整備も進んでおるわけでございまして、一応六十二年度末までにテクノ地域でこうした施設が三十二カ所完成しているといふような数字はあるわけでございませう。

もちろん地域によりまして、あるいはその中身におきましていろいろ問題がないわけではないわ

けでございませけれども、我々としては、おおむね順調にプロジェクトが拡大しておりますので、これを一層支援してまいりたいというふうに考えております。

○敬伸委員 今お話しのように、最初は臨海工業地帯、重厚長大の産業の時代から、だんだんと通産行政の流れの中で今度はテクノポリスから頭脳立地へと流れが来ておるわけでございませけれども、お話しのように必ずしも、きょうはやめておきませけれども、その一つ一つの施策自体が当初の目標を達成し得たかどうかという、これはある意味では研究して見る必要があると思うのでございませ。

そこで、テクノポリスのお話もございませ。これはまだ始めてわずか数年ということございませけれども、これに対しても、私は静岡でございませから、浜松の問題いろいろ抱えて、先日も浜松へ行つてまいりました。きょうは具体的にその浜松の問題を取り上げる気はございませけれども、私が指摘しておきたいのは、当初の目的と地元とのニーズをよくもう一度精査していただきたい。このことによつて地域がどういう受けとめ方、またどう将来を見通しているかという点について、私は浜松しか正式にはわかりませけれども、全国に二十数カ所のテクノポリスのそれぞれ地域でそれぞれ抱えて、この辺でもう一度、現状はどうなのか、果たしてこのままでいいのかどうか点検をしないと、名ばかりあつて実態が伴わない結果にならないように、コアが果たして育つていくかどうか、この辺は私、言いたいことは山ほどあるのですけれども、余り地元のことを言うとか好ましくありません。きょうはやめておきますけれども、決して私は好ましいという考えで理解はしておらない。もう少し何とかしなればという考えで、きょうはそちらの方にウェイトを置いて質問させていただきたいのです。

新産都市構想であるとう工業再配置促進法、工業再配置を促進していこうというところで努力なされた、あるいはテクノポリスをやつてこられたけれども、今回提出なさつた頭脳立地、いわゆる頭脳のコアをそれに重ねるつもりなのか、全く別なところへ新たにやろうとするのか、この辺はある意味では非常に重要であると思うのです。重ねるといふか、あるいは全く新しいところはだめですと言わないけれども、少なくとも何かしやうと思つたところに、テクノポリスというのは御承知のように頭脳のコアを地元がつくりなさいという形でございませから、果たしてそれだけで育成できるかどうかということも考えながらきちんと思直していただきたい。特に、頭脳というのは名の通つた研究者がいるかいないか、これは全然違うですね。名もない人が言つては大変失礼かもしれませけれども、力がなければそこに集積はしてこないのです。本当にすばらしい研究者、そして研究に伴つた施設というものがあつてこそ、そこに人が育つていき、あらゆる人も寄つてくるわけですね。

それだけの魅力のあるものをつくらうとなれば、これは通産省としても今度はよほど本気になつて、この頭脳立地にかちんとこの指とまれというだけのものをつくらなかつたら何にもならないと思つたのです。私は、テクノポリスのテクノの部分もポリスの部分も非常に不十分だと思つて、自分の足で歩いてみてこれはいかぬと思つて、自分から申し上げるのであつて、例えばテクノポリスへ必ず重ねなければならぬけれども、重ねることも十分考えなければならぬだろうし、新しいところもつくらなければならぬだろうし、同じように各地にあるテクノポリスのテクノの部分も本当に東京の引力に負けないだけのテクノたり得るかどうか。北海道あるいは九州、成功している例として大分とか熊本が挙げられますけれども、果たしてこれもこのままでいいのかどうか、見直す必要があると思つたのです。その意味で、このテクノの発想の中に今度の頭脳立地をどうリンクさせるのか。

もう一つは、この次出てくると思つたけれども、今も似たような形でも出てくると思つた。これもやろうとするんだ、全く別なところでやるのか、あるいはテクノの位置にまた重ねたつておたじやない私は思つたのです。そこで新しい民活を掘り起こさなさい、これはポリスの方の形成の上に非常に役に立つと私は思つたのです。テクノは頭脳立地です、ポリスは民活でやりなさいといつてそこに重ねれば、テクノポリスもあるいは育つていくかもしれなけれども、テクノポリス自体は何ら、税制の優遇だけであつて、そこに行政がお金をとつていふような形じやないのです。しかし民活にせよ、今度の頭脳立地にせよ、今度それと間に合わないから国が手を出して財政的な面でもきちつとコアをつくらうというのですから、全く発想が違つたのです。だから、私はこういふところを重層的にやるのが非常に重要だと思つたのですけれども、その辺はどうですか。

○安楽政府委員 今、先生御指摘のように、こうした地域開発政策というは、産業高度化政策というものを成功させるためには、相当な努力をしないといけないうわけでございます。

それで、今テクノポリスの話が出ましたけれども、テクノポリス地域というのは高度技術工業に立脚した経済圏、産業圏ということで、地域経済圏の中のそういう意味では非常な代表的なもの一つではないかといふふうな思つております。それから、先ほど御指摘ありました基礎素材産業を中心にして始めた臨海型の新産・工特地域というものもございませ。それ以外の地域経済圏もあるわけでございます。そういういろいろな地域経済圏があるわけでございますが、どのような産業の分野であれ、これからは頭脳、ソフト、技術、そういうものを大いに活用してやつていかないと、とても国際的な競争の中ではやっていけないという時代でございますので、その産業の頭脳というものを地域でぜひ活用していくべきではない

かというのがこの法の発想でございます。したがういませ、例えばテクノポリスというのはまさにそういう高度技術ということございませから、頭脳を非常に必要とするわけございませ、テクノポリス地域の頭脳集約化というものを、この頭脳集積構想は当然大いに役立つわけでございます。したがういませ、テクノポリスの地域の中にか、あるいはテクノポリスの地域の近くにか、あるいは必ずしもテクノポリス地域だけではない、テクノポリスの地域とその他の地域経済圏をならんだところにか、これは地域の事情でいろいろ違つて思つたのですが、そういう地域産業の高度化全体を進めるための最も適切な地域にこの集積促進地域がつけられるということが必要ではないかと思つております。そういう意味では、先生の御指摘のとおり重なると思つたのです。まさにこの集積促進地域を活用するのはテクノポリス地域であり、あるいはその他の地域経済圏でありということになるのではないかと思つております。

それから民活法でございませけれども、それぞれば法律の趣旨ということに、カバリツジについては違つた方向を持っておりますが、民活法は日本の経済社会の基礎施設を充実させる、そしてそのことが現下の内需の拡大とか、それからこの民活法の場合には大都市圏でも地方でもいいわけでございますが、しかし地方でこの民活法を活用して施設を充実する場合には、当然地域経済の活性化あるいはテクノポリス政策の推進、それからまたこの頭脳立地の推進にも役立つわけでございます。そして、この民活法の施設の場合には、必ずしもこれはどここの地域をきちつと決めてというのではない。施設をつくるということございませるので、そのテクノポリス地域の中でも当然つくれるわけでございます。集積促進地域の中でも使えるわけでございますから、施設整備の一つとしてこれらも活用していただきたいということ、いろいろな施設メニューを動員いたしまして、そして立派な集積地域をつくらうという

ことでございませんと、なかなかこの東京圏の極集中等の難しい情勢の中でうまくやっていくというわけにはいかないかと思うわけでございませぬ。

それからもう一つ、先生、テクノポリスのポリスの面ということでございまして、ポリスの面と申しますか、いざいざいまして、テクノにいたしましても頭脳の場合でも、人材が非常に重要でございまして、日本は資金も高くなる、土地も高くなるというふうなことで、なかなか国際競争の条件が不利な面がだんだん強くなってきているというところがよく言われますが、その中でやはり人材、人のクオリティーということが最も重要だということとはコンセンサスがあるのではないかと思

います、そのために人材が育ち、定着するということが地域において必要でございまして、そのためには、それに直接関連したいろいろな研究開発の問題あるいはそのための教育施設の問題等々につきましては、この頭脳立地法の中でもそのお手伝いをするようになっておりますが、さらに広く、都市とかあるいは住環境とか、場合によってはリゾート環境とかいろいろのものを広く整備していくということが必要でございまして、この法律の範囲内でも努力する面もございまして、それから政府全体でいろいろの施策をやっておりますので、そういうものも活用して、人材が十分育つような立派な地域でないと集積促進地域は成功しないというふうな考えをしております。

○藪仲委員 私はいま一つ申し上げたいことがあるのです、自分でも浜松に行つて感じたこと、これは名前を挙げて申しわけないのですが、その例として引くのではなくて、例えば日本の大手の東芝であるとか日立であるとか松下であるとか、こういう企業が例えば浜松へ工場をつくりまして、こうなつたときに、これはだめだと言ふのじやないのですよ、どこまでも東芝の浜松工場であり、日立の浜松工場なんです。権限や裁量権というものはほとんど中央にあるわけですね。ただ、この工場なんです。こういう形で地域を育てよう

しても、どだいこれは本場の意味で育つてくることではないと思ふのです。これから全国に本場のすばらしいコアをつくらうというのだったら、東京なんというのは、アジアのこれから発展していくであろう国々の一つの国よりも、人口であれ経済力であれ金融力であれ、一つの独立国家以上に大きいであろうと私は思ふのです。そういうのに対抗して、これから例えば大阪なり名古屋なり我々のいる静岡なり、いろいろな地域でこういうことをやろうとするときには、本場にある意味では東京とは全く違つたコアをつくつていかないと、しよつちゅう東京の顔色をうかがつていたので立派なものには育つてい

かない。昔の戦国大名ではありませぬけれども、もう徳川があつたり豊臣があつたように、大阪夏の陣、冬の陣じゃありませんけれども、ある意味では、よし大阪で天下を取つてやるぞとか、名古屋に來なければこのことはわからぬぞ、静岡に東なければこのことはわからぬぞ、九州に來なければこのことは絶対にわからぬ、北海道はこのことならわかるというふうな、きちつとした個性のあるコアを育てないと、どこに行つても同じものをつくつたつて、これはある意味では必要あるかもしれませぬ。でも、本場のことを言つて、そこに育つている大事な芽をきちつと育てる必要があると思ふのです。

そこにあるコアを本場に、小さな火であつても、火吹き竹で風を送つてだんだん燃え上がらせるような努力が何かあつて、よそから引つ張つてこよう、そうかも知れませぬけれども、そこにはやはり歴史があり、伝統があり、民族があり、文化がある。そこに育つている何かを育てないと、本場の意味でそこに根差したコアにはなり得ないような気が、最近私はしてならないのです。都合が悪くなれば逃げちゃうのですよ。これは石炭にせよ何であれ、造船だつてぐあいが悪くなればどこへ逃げちゃうのです。でも、そこに住んでいる人は逃げられないのです。どんなにその経済が

疲弊しても、そこで生活し、子々孫々育てなければならぬ。だつたら、二十一世紀に向かつて、本社がぐあいが悪くなつたらトカゲのしつぽ切りみたいに切るようなのではなくて、本場にそこに通産省としてコアを育ててやろうと、本気になつてそこにコアを見つけて育てていただきたい。それがどんなコアであつても、将来絶対これは育ててみせるという考えでやらないと、似たようなものばかりばらばらつたつて、だれも喜んでいないのですよ。やはり東京の持つていける力はあるかもしれない。しかし、地域には地域の個性のあるコアを立派に育てて、そこになるほど頭脳立地を中心としたコアが育つたな、大きくなつたな。北海道には北海道のよさがあると思ふのです。九州には九州の何とも言えないよさがあると思ふのです。その技術を生かしてそこに立派なコアをつくること、私は本場の意味での分散型の国土の均衡ある発展であり、通産省が目指さなければならぬこれからの経済構造ではなかるうかな、こう思ふのです。ですから、やはりそこにきちつとしたものをつくつていく、特殊性のあるものをつくつていく、これはどうですか。

○田村国務大臣 御指摘のとおりでありまして、東京圏に集中しております産業の頭脳部分、これを地域において集積させていくためには、おっしゃる通りに、東京に対抗するぐらゐの特色のある集積の形成や地域づくりを目標することが必要である、これはもうおっしゃるとおりであります。私も全く同感であります。

このためには、地域の産業や技術、人材、こういう集積や社会的歴史的な背景などの特性を十分踏まえて、そしてそれらをさらに伸ばしていくことによつて、全国的に見てもまた国際的に見ても立派に通用する、そういうレベルの企業の育成や経済圏の形成に努めていくことが層一層重要である、私はそのように思ふ。国としても、民間企業の立地に対する税制や金融上の措置や、地域の特色ある研究開発施設や人材育成施設の整備

など、産業の頭脳部分の立地促進のための強力な助成措置を講ずることは必要でございませぬ。また、交通基盤や情報基盤の整備や強化といった幅広い施策を積極的に推進していかなければならぬ。と同時に、なぜ大阪がそこまで陥没したのか。これは率直に言つて、大阪に本拠を持つておつた大企業の多くが、あるいは中小企業まで本社をどんでん東京に移したということ。そして、中には形だけ大阪本部というのを置いて、そして本社を東京に移したというふうなことも。これは中京圏にも言えることかもしれない、あるいはあんなの方の静岡地域にも言えることかもしれない。そういうふうな、東京へどんでん本社機能が移つてきた。でありますから、単なる研究施設やオフィスというソフト部分のみならず、経営の頭脳部分ともいへば本社も、やはり地方地方に適性を求めながら拡散するということは必要であると思ふ。

ただ、これは言うべくして行われたい面が多々ございまして、今政治も含めて、政治や行政の地方分権あるいは遷都とか分都とか展都とかいうようなことが言われておるわけでありまして、こういう議論と並行して、あるいはこの中に包み込んで、こういう問題も今後討議して実現せしめるように努力すべきではなかるうか。私はそういう点で、単に今法律が志向しております問題のみならず、もっと大きなものと一緒に包み込んで、行政改革等と関連せしめていくという必要があるかと思ふ。

○藪仲委員 大臣の御答弁に私は大変意を強うしておりますので、これからの通産行政の中で着実に前進されることを重ねて期待をいたしておきます。

そこで、これは通産省の立地公害局長、もう少し論議を進めてお話をさせていたしたいと思います。私は浜松に行つて感じたことがあるのです。いわゆる内発的な産業を誘発しようというところでテクノポリスというのはあるのです、確かにそれ

など、産業の頭脳部分の立地促進のための強力な助成措置を講ずることは必要でございませぬ。また、交通基盤や情報基盤の整備や強化といった幅広い施策を積極的に推進していかなければならぬ。と同時に、なぜ大阪がそこまで陥没したのか。これは率直に言つて、大阪に本拠を持つておつた大企業の多くが、あるいは中小企業まで本社をどんでん東京に移したということ。そして、中には形だけ大阪本部というのを置いて、そして本社を東京に移したというふうなことも。これは中京圏にも言えることかもしれない、あるいはあんなの方の静岡地域にも言えることかもしれない。そういうふうな、東京へどんでん本社機能が移つてきた。でありますから、単なる研究施設やオフィスというソフト部分のみならず、経営の頭脳部分ともいへば本社も、やはり地方地方に適性を求めながら拡散するということは必要であると思ふ。

など、産業の頭脳部分の立地促進のための強力な助成措置を講ずることは必要でございませぬ。また、交通基盤や情報基盤の整備や強化といった幅広い施策を積極的に推進していかなければならぬ。と同時に、なぜ大阪がそこまで陥没したのか。これは率直に言つて、大阪に本拠を持つておつた大企業の多くが、あるいは中小企業まで本社をどんでん東京に移したということ。そして、中には形だけ大阪本部というのを置いて、そして本社を東京に移したというふうなことも。これは中京圏にも言えることかもしれない、あるいはあんなの方の静岡地域にも言えることかもしれない。そういうふうな、東京へどんでん本社機能が移つてきた。でありますから、単なる研究施設やオフィスというソフト部分のみならず、経営の頭脳部分ともいへば本社も、やはり地方地方に適性を求めながら拡散するということは必要であると思ふ。

はそれでいいのです。ところが、浜松というのは特殊性がありまして、二輪と楽器と繊維といういわゆる三大産業があるのです。しかし、この二輪を例に挙げれば為替レート、円高のために生産の拠点を国内に置いておいたのでは競争できないというように、自動車産業は本田にせよあるいはヤマハにせよ鈴木にせよ、全部海外へ立地を求めて、むしろ浜松にいてほしいコアになるべき大企業は海外立地をして、そこで雇用がある。力のある中小企業はついていかなければならない。そうすると、経済構造自体に、最もそこに育てたいと思つたところで、力のあるものは海外に行つてしまふという空洞化という現象が起きてくるわけですね。そこで、考えなければならぬのは、やはり企業として生き延びるために、どうしてもそこで海外拠点をつくらざるを得なかつた、企業の生き残りのぎりぎりの選択だったと私は思うのです。好きこのんで行つたのではないと思ふのです。

そうすると、私はこの浜松で思つたのです。では、例えば私が経営者として海外へ拠点を設けようか、あるいは通産省の言うテクノの拠点へ工場を立地しようか、そのときにやはりどちらが得かという判断をしなければならぬ。判断するよりも、むしろこれからテクノポリスを成功させようと思つたら、例えば人件費であるとか円高の為替の問題でやはり生産拠点は海外へつくる、でもなおかつ、この内発的な地域で自分の生産拠点を設けようという必要性といふ魅力といふか、そこへつくるというやむにやまざる決定がなければ出てこないと思ふのです。笛吹けどだれも踊らないと思ふのです。やはり本気になつてこれから多極分散しようとするのだつたらば、これはさつき言ったようにアジアNICs、東京も一つの国と考えたならば、その東京から見るとときにアジアよりも例えば九州がある、ほかに北海道がある、あるいは私のいる中部圏がいいのだという何か魅力のある、何があれば一番いいのか、これは通産省としてどうお考えになつてい

るのか。今おつしやつたコアも必要でしょう。それだけで果たしていいのかどうか、私も浜松の地に立つて幾つか考えたことがある。局長はどうお考えになりますか。

○安楽政府委員 大変重要な問題でございますが、また難しい問題でもあると思ひますけれども、日本の経済発展、社会の発展のためには産業構造が高度化していかねばならないということ、これまでも世界の経済貿易の中でそういう方向で産業構造を転換し、高度化してきたわけでございます。

そういうことでございますから、ではこれからそれはどういふことかといふと、一応世界の最先端を走る工業国になつたわけで、後からNICsその他もどんどん追いついてくる、欧米との競争もあるということでございます。例えば人件費は高度工業国家ですから相対的に安くならない、それから土地も決して日本は広いといふわけではございません。やはりこれはソフトと申しますか頭脳、技術、そういうものの集約したものに持つていかねばならない。実は、こういう方向は既に通産省としても一九七〇年代の初めに、産業構造の重化学工業から知識集約化へというようなビジョンを出しまして、そういう方向の努力もしてきましたし、また、このテクノポリス政策というのにはさらに先端技術産業、新たな技術革新の波の中でそういうものを全産業に高度技術を活用していくというような観点で、地域面ではテクノポリス政策というものが出てきたわけ

です。それがさらに現時点になりまして、先生の御指摘になりました海外投資の問題とか円高の問題とか、また新たに二、三年大きな激しい問題が出てきた中で、しかし産業構造の高度化の中で日本はそういう方向でやつていかねばならないといふことで、それが頭脳である。それは研究開発とか技術とかも含めた、それが非常に重要な部分でございまして、より広いソフトと申しますか、これはハードの面でもあるいは経営の面

も、いろいろな意味でのソフトが重要になつてきている。現に、そういうサービス産業がふえるばかりでなくて、製造業自体の中でもそういう部分のウェイトが、就業構造の面でもいろいろな面でも、付加価値の面でも非常に高くなつてきています。そこで、特定事業とこの法律では呼んでおりますけれども、そういう形でできるだけ広くソフトの部分をとらまして、それを集積するというのが今度の法律の趣旨になるわけでございます。

先生が浜松の例で海外への現地生産の問題をお触れになりましたけれども、これは非常に問題でございますが、おつしやるように、しかし海外へ行くよりも日本のそういう地域集積のあるところに行つた方がいいのだという強い立地条件をつくらなければならぬ。それはまさに頭脳であり、ただ頭脳と言つていただけではだめで生活環境、都市環境、人材といふものを広く考えた上でそういうものをつくらなければならぬのでないか、こういうふうにお考えの次第でございます。

(奥田幹) 委員長代理退席、委員長着席
○数仲委員 私には二、三の中で、これはある外資系の企業の立地のデータベースがあるわけですよ。幾つかの条件があつて、それに点数をつけている。今、局長のおつしやつた例えば情報であるとか土地の問題であるとか、雇用のしやすさとか、全部あるのです。パーセントなんか書いてあるのです。これはちよつと公開すべき資料じゃないですから、概略で申し上げなければならぬ。その中で非常に大きなフアクターを持つていのは何か、それはクオリティー・オブ・ライフと書いてあるのです。いわゆる洗練された、高度化された住環境といふか生活環境、それを非常に重要視してあります。

例えば、さつき頭脳のコアと私が申し上げた優秀な教授であつたので、教授はひとりじゃないのですよ。奥様がいてお子さんがいらつしやるのです。それは、例えば教授は行きたいと思つたところ

で、奥さんが例えばあそこは高校だとか大学だとか、生活はどうなのか、あるいは文化的なレベルはどうなのか、問題が出てきます。その奥様が音楽が非常に好きだつたらば、あそこですばらしい演奏会があるかしらとか、簡単なことかもしれませんが、教授はひとりじゃないのです。その周りがいるわけですよ。しかもそこに住んでいられる社会があるわけですよ。友達がいるのです。それをおつんと切つて無人島へやるみたいなことを、ではその教授が受け入れられるか。こういう点を、ソフトという表現を使つたけれども、もつと人間の側面から考えてみなければならぬ。皆さん方は命令でとんでもないところへ飛ばされて、いろいろ御苦勞なさつて申して申して、いろいろ思つております。単身赴任で苦勞なさつておられる方も我々知つておりますから、本当に大変だと思つておられます。しかし翻つて、そういう集積をつくらうとするときに、優秀な人を集めようと思つたらば、いわゆるクオリティー・オブ・ライフ、アメニティー・社会といふものがそこになければ、これからの人は行きたくても行けないのですよ。生活実感で言えれば何か。奥様がお買い物かごを提げて楽しいショッピングができます、ウィンドーショッピングをしてもプラスチックの解消にはなりません、そういう非常に快適な生活環境がそこになければ家族はついていけないのですよ。子供の将来のことも考えるのですよ。そういうところから、さつきから民生活やなんかで重層化とこう言つておられますけれども、そこに子供の育てやすさ、生活のしやすさ、住まひの快適さ、そういうものがあつて、私は東京に行くよりあそこへ行こう、これが強力な一つの決め手になると私は思ふのですよ。

教授が行こうと思つたので大変なんです。やはりそのときにみんなで行こう、あそこならいいよ、そういうところをつくらないと、ハードな面でもコア、コアとおつしやつても、人間は生きていけるのですから、生きていける人間には音楽の好きな人もいます、花の好きな人もいます。

す。すべての人がそこで楽しく快適な生活ができるような空間をつくってあげないと、浜松へ行つて、ここに工業団地とここに住宅の団地とあるのですよ、そんなには住まわせませんと言いますけれども、職住接近というアイデアはもうおやめになった方がいいのです。我々が普通の生活の中へ入っていきけるような生活をした方がいいと思うのです。会社に行つて課長の顔を見て、うちへ帰ってきたら隣が課長だった、これではとても職住接近なんという理念は嫌です。うちへ帰つたら全然知らない人と会つて、おじいさん、おばあさんと楽しく暮らすのが家庭ですよ。そんな、住まいと勤務地をくつつければいいなんてだめですよ。

浜松なんて自動車なんですから、離れている方が自動車を買つてくれるんですよ。近ければ歩いていっちゃやらないですか。もう少し地元の産業の育成のために離すんですよ。そんなにくつつけなくたっていいのです。クオリティー・オブ・ライフというのは多面性があっていいと思うのです。レジャーとおつしやつたけれども、湖もあればあるいは山もあれば、そういうことを含めながら快適な居住環境をつくるという、いわゆる基盤整備ですね、こういうことがこれからの産業政策の中でもっとも重要なことか。これがあれば、じゃ僕は台湾へ行くより日本のおそこの方がいいよ、韓国へ行きたくないよ、あそこへ行こうよという人が出てくるような魅力のあるテクノポリス、それでこそ初めてテクノポリスのポリスの部分が充足すると私は思うのです。

ですから、通産省のかたい工業再配置だとか新産都市だとかいうより、もう少しソフトな、住みやすい快適なところですよ、行きましようよ、みんなが行きたくなるようなテクノポリスをこれからおやりになろうとしていらつしやるのでしようけれども、ハードもいければやはりソフト面でも、みんなが望んでいる快適な生活、そういうものをこれからは産業政策上の非常に重要なファクターとして取り入れていただきたい、私はこう思

うのでございますが、大臣、いかがでしょう。○田村国務大臣 いや全く、役人がつくる文章というのは無味乾燥というか、私実は答弁要旨をそのまま読まないのですよ。そのまま読んだら、それはもう本当に読んでおるといことが一見してわかりますよ、かかる観点からとかですね。でございいますから、実際タイトルでもおつしやるつもりだと思つておる。

僕は、政治でもそうですが、行政で一番必要なことは何か、一般の庶民が聞いてすぐわかるということだと思つておるんですよ、庶民のためにあるのですから。まさにおつしやることありまして、なかなか直らぬでしようけれども、私は余り難しいことを言つてくると突つ返すことにしておるのですけれども、それは何と言つてお答えしていいのですか、よく言い聞かせておきましようということですか、もうおつしやることだと思つておる。

○敬仲委員 次に、郵政省さんをお呼びして私に聞きたいことは、これは大臣にも今後御努力いただきたいのですが、通産省の研究なさつておる二〇〇〇年の将来を見通した産情産業の部会の「二〇〇〇年の情報産業ビジョン」というのを読ませていただきました。大変すばらしい内容になつておると思つておるのですが、いざいざにしても将来は電子工業、情報サービス、電気通信事業というものが二十一世紀のリーディングインダストリーであるという御指摘は、私はそのとおりで思つておるのです。雇用であらうと経済成長であらうと、その三つがぐんぐん日本の国の経済を引つ張つていくだろう、空洞化もこれによつてカバーされるだろう、私は非常に喜んでおるわけでございます。

しかし、この高度情報化社会というのは、通産行政あるいは郵政省の行政の中で非常に重要な行政だと思つておるのですけれども、一番ひつつかつてくるのは、後で郵政省の方にちよつと嫌なことをお聞きしなければならぬので恐縮でございますが、この料金の問題をもつともつと使ひや

すくできないものかな。VAN事業にしたつて育成できるだろうし、あるいは家庭に入つてくるワイプロ通信だつてできるでしようし、今の千二百のモデムを九千六百ぐらいのモデムで使つたらほとんど料金は安くなるでしようし、日進月歩でどんな情報化というものは進んでいくと思つておる。

そうしますと、私が聞きたいのは、立地公害局長、これは私の考えなんですけれども、例えば普通は団地をつくつて更地にすれば来てくれるだろうと思つた。今の企業者のニーズの中心は、山、川でも何でもいいと言つておるんですよ。自然のままに置いておいていいのです。ただ、そこに行くアクセスの道路はきちつとしてほしいと言つておる。水があり電気がある、通信がしつかりしているということが大事なんです。そこを自分の好きなようにアレンジして、山の中に工場があつたつていいでしよう。真つさらなところにもんな同じようなビルディングを建てるといふ発想の味気なさ、ああいうのは新しいからといつたつて余り好まれないのですよ。山の中の知らないところに道がびつちりして、行つたらそこに整然と工場が転居しておつた、これでいいと言つておる。何か団地をつくつて、みんな来い来いという、あれはいいようでも新しい時代にそぐわない考えだと私は思つておる。自然の景観を残し、そこに道路をばりつと敷いて、そこは好きなようにお使いくださいといつて提供する、相手のニーズに合わせてやつてあげた方がいいのです。平板に区画整理して同じような工場を建てる、行つたつて味気ないですよ。工業団地、あれではだめですよ。やはり緑陰があり水があり、そういう自然がある中に高度な情報産業があつていいと私は思つておる。

そういう意味で、例えば今のテクノポリスの税制の恩典があるわけですよ。そういうニーズは、今は余り魅力がないのですよ。何が魅力かというところ、今インテリジェントビルであるとか、インテリジェントスクールだとか文部省の答申にも出てきますけれども、いわゆるインテリジェント化

された地域というのは非常に好まれるのです。町でも地方でもそうなんです。例えば団地をつくつたときに、そこに大容量のコンピュータがあり、このコンピュータは入つてきた方が端末だけ買えば自由にお使いいただけますよ、端末を置いておけばこのコンピュータは非常に安い、ただみたいな料金でコンピュータが使える。端末だけ持つてくれば大容量の演算能力のあるもので使えます、ソフトも教えてあげます、皆さんの事務管理や工程管理も全部ソフトを組んであげます、ですから心配しないでこの団地にいらつしやいと

いう提供して、使ひやすくしてあげたら行くのですよ。それと今、電話料金の中で専用線の話が出てきますね。ISDNという速いものがあるかもしれませぬけれども、いざいざにしてもそこへ専用線を引いてあげます、これはファックスであらうとあるいはどんな電気通信のデジタル化された通信でも、やりたければ全部できますよ、全国の情報も東京に集つておる、東京なら情報があつてとりたいてはすけれども、地方から東京の情報を引つ張ろうとしたらたまったものじゃないですよ、通話料金です。ですから、この団地は東京に集つておる、東京に集つておると同じ料金で情報が入つてきます、この方がみんな来るのですよ、今情報のコストの方が高いのですから。だから私の言うのは、情報コストが非常に安いというインテリジェント団地、そういうコンピュータとかハイテクの機器を使えるようなケーブルが入つておる、だからいらつしやい、ここは安いのです、そうしたら多少地価が高つたつて張りついてくるはずですよ。情報が高過ぎるのです。

そういう意味で私は、インテリジェントビル化した方がいい。ソフトの面とハードの面で、中小の企業の経営者の方が、我々四十代、五十代が一番抵抗を感じるのコンピュータのキーボードをたたくことですよ。あれを見ただけでうんざり

した方がいい。ソフトの面とハードの面で、中小の企業の経営者の方が、我々四十代、五十代が一番抵抗を感じるのコンピュータのキーボードをたたくことですよ。あれを見ただけでうんざり

それから、幹線料金を余り急激に下げること
は、今申し上げたようにNCCにとつてひどい
でしょうから、これは時期的に考える必要がありま
すけれども、都内の料金、市内料金は私は高過ぎ
ると思うのです。十円を七円にしるとか五円にし
ると言わないのです。ただ、時間がないから私の
方と言いますと、日本とアメリカ、西ドイツ、フ
ランス——イギリスはイギリスで一つの考え方が
ありますから必ずしも同じ立場でやることは間違
いですけれども、例えばアメリカにしても西ドイ
ツにしてもフランスにしても、もちろんイギリス
にしても、いわゆる単位料金制の範囲内、日本で
いえば十円の料金制、ここにも夜間割引があるわ
けですね。これはちよつと数字だけ答えてもらっ
た方がいいですかね。

もう本当に時間がないのです。だから言つてし
まいます。日本は十円で三分間です。アメリ
カが五分間で日本に換算して十円ですね、八・
一セント、これは間違いないと思うのです。夜間
割引が九時から三五%、深夜になりますと六〇%
割引なんです。西ドイツも単位料金制が十八円と
して決まっておりますけれども、これも夜間は割
引です。十八時から朝の八時まで十二分間なる
のです。日本の四倍になるのです。フランスな
どはやはり単位料金があって、夜間割引が夜の十
時半から朝の六時まで十八分ですから、これは
六倍なんです。そうしますと、ざつと単位料金
制の中で見ても、日本と海外とを比べてどこから
日本が高くなっているかという、四分以上はア
メリカと比べても高い、西ドイツと比べても高
い、フランスと比べても高いということが出てく
るわけです。例えば、ちなみに一時間しやべりま
すと日本の場合には二百円、アメリカは八十八円、
西ドイツは百四十一円、フランスは百六十七円、
この金額は郵政省さんの資料ですから間違いない
と思うのです。これだけ違うわけですね、二百円
が百六十七円あるいは百四十一円。この辺は、私
はどういうふうにか考へるかという、例えば隣接
している地域の領域をもうちよつと広げられない

かな。東京の場合ももうちよつと広げる。例えば
隣接しているところが料金が変わるのだったら、
その地域をもう少し広げて、十円の料金区域を
広げられないかな、こう思うのです。これが私の
お願いの二つ目でございます。

それから、今大臣からあつたこと、これはきち
んと言つておいた方がいいと思うのです。最遠長
距離区分がありますね。日本の場合には百六十キロ
と三百二十キロですが、日本、アメリカ、イギリ
ス、西ドイツ、フランスそれぞれ最遠長距離は違
いますけれども、せつかくお見えてございますか
ら、一分間、十分間、一時間の料金を日本、アメ
リカ、イギリス、西ドイツ、フランスという順に、
金額だけで非常に粗っぽい答弁を求めて恐縮なん
ですけれども、言わんとすることは大体わかつて
いますし、ひどいことを言いませんから、ちよつ
と大臣にわかつていただくために、金額だけ言っ
ていただけませんか。

○濱田説明員 先生の御質問にのみお答えさせて
いただきます。

長距離料金の最遠距離の料金でございますけれ
ども、日本はN T Tの料金、アメリカはA T Tの
料金で比べさせていただきますと、一分のところ
では、四月一日の換算レートでございますと日本
が百二十円、アメリカが五十三円、英国、これは
B T、ブリテイッシュ・テレコムでございますが
四十二円、西ドイツ八十七円、フランス八十二円
でございます。それから三分のところでございます
が、日本が三百六十円、米國百三十八円、英國
百五十円、西ドイツ二百六十一円、フランス二百
四円でございます。十分は、日本二百二十円、米國
四百三十三円、英國三百五十七円、西ドイツ八百
七十円、フランス七百九円。それから一時間でござ
いますけれども、日本が七千二百円、米國二千
五百四十三円、英國二千二百円、西ドイツ五千二
百二十二円、フランス四千二百四十七円ござい
ます。

スは百キロからなんです、日本は三百二十キロで
すから。百キロという東京から熱海ぐらいでし
よう。三百二十キロという大体名古屋前後、も
つと手前を安くしてもいいのかなと思うのです。
七千二百円で、今言つたようにアメリカやイギリ
スや西ドイツ、フランスと比べると、例えばパー
セントで言うとイギリスなどは二八%、アメリカ
も三十%ですね。この点は、今にわかには言い
がたいかもしれませんが、N T T、N C C、
これから十分御努力をいただきたいと思うので
いただくように御努力をいただきたいと思うので
ございます。これはごく簡単に結構ですから、御
尽力いただけるかどうか、いかがでございますし
ょう。

○濱田説明員 お答えいたします。

昭和六十年四月の電気通信制度改革の大きな目
的は、いいサービスをより安い料金で提供すると
いうことで行つたわけでございます。そういう観
点からいたしまして、先生ただいま御指摘の長距
離料金は世界的に見ても相当に高い、それから市
内も必ずしも安くはない。先進四カ国、アメリカ、
イギリス、西ドイツ、フランスの場合は夜間料金
があるけれども、日本にはない、そういうところ
も御指摘のとおりでございます。したがいまし
て、私どもといたしましては電気通信制度改革の
趣旨に照らして、長距離料金の引き下げはもちろ
んでございますけれども、市内、近距離料金も合
めた料金全般の低廉化を目指してまいりたいと考
えておるところでございます。

個別の問題でよく簡単に話ささせていただきます
たいと思うのですが、市内料金の夜間割引につ
きましても、大いに検討しなければならぬ一つの
重要な課題であると認識しております。それか
ら、三分十円のエリアを隣接区域、例えば東京二
十三区内から武蔵野、三鷹にかけますと三分三十
円になるわけです。それから、神奈川県川崎、
埼玉県川口とか千葉県市川、こういうところは
全部東京二十三区に隣接したエリアになつてお
るわけです。したがいまして、三分十円のまま話
せるエリアを拡大する。イギリスあたりではグル
ーブ料金制と言われておるわけでございますけれ
ども、この辺についても私も大きな検討課題の
一つであると認識しておるわけでございます。

して行きそびれたのです。近いうちにぜひ行きたいと思っております。激励もしたいが、同時に、興味も持っておりますのでぜひ行きたい。

それから南アの問題でございませうけれども、今、敝委員は非常にいい言葉を使われたわけですが、いい言葉というか、むしろある意味においては悲しい言葉を使われたのですが、私も全くその言葉どおりやりきれない気持ち、なぜあんなにいいことだと思ふのですが、白人以外全部だめなんですよ。ですから、日本人に対してどういう待遇をしておるか。名譽白人、お前たちは白人じゃないよというのが前提にあるわけですよ。本当にやりきれない気持ちです。でございませうから、我々は国際的な協定の枠組みの中で南アに対応していかねばならぬ、それも人道的な立場に立つて対応していかねばならぬ、このように思っております。

○敝委員長 質問を終わります。どうもありがとうございます。外務省の方、どうも済みませんでした。

○渡辺委員長 次に、青山丘君。

○青山委員 私からも質問をいたします。特に戦後、疲弊しております我が国経済の立場で見ますと、よくぞここまで産業が振興できたものだ、その間に政府も産業振興のためによくやってくれた。私は、教育であるとか福祉であるとか都市の建設であるとかいろいろあるけれども、全部金が要することで、産業が基本的に発展しておられない国はだめだ、いけないというふうな基本的な強さでございましたので、これまで通産行政が果たしてきた役割を非常に高く評価していただきます。

その中で、我が国の産業立地政策が果たしてきた役割も非常に大きい。特に新産・工特で始まって工業再配置計画、そしてまたテクノポリス計画と、我が国の産業立地政策は大体こういう形で進められてきました。そのことは、我が国経済の活性化と高度化に大変貢献してきたと思っております。

す。もちろんその中には、かつての過疎過密の問題、そして今や東京一極集中という大きな政治テーマを抱えています。これは絶対に解決していかねばいけない国家的な大きな課題であります。ところが、こうした産業立地政策を考えていくときに、地方に産業を興していき、こういうことで政策を進めてこられました。先ほどか議論がありましたような問題、例えば産業を支持していく重要な要素の中には、生産拠点だけではない、例えば情報とか物流であるとか金融あるいは技術、交通といったものがある。そういうものが総合的に地域で受け入れられて地域の活性化に結びつく、こういうことでなければいけない。ところが、そうした基本的な問題、つまり地域の産業を興していくための背景となる問題がいささか欠落してきたし、そうしたことは大変基本的な問題でもあるというふうには私は思っています。

したがって、戦後の我が国の産業立地政策を、通産省として今の時点でどういうふうな評価しておられるのか。また、その背景にある問題が本場に解決しなければ、我が国が進めてきた産業立地政策は真に実のあるものにはなかなかなっていかないのではないか。そういう点では、産業立地政策の背景というものをどのように受けとめておられるか、このことをまず冒頭に聞いておきたいと思っております。

○田村国務大臣 今、青山委員が冒頭におっしゃったように、かつてのことを思い出すと、日本の産業経済というものの飛躍ぶりというものは本場に隔世の感があります。私が初めて外遊をしたのが昭和三十一年でございました。一年生代議士のときでありました。そのときに外貨割り当てが五百ドル、三百六十円。それ以外は、言葉は悪うございますがやみで買う、四百何十円というようなことでありました。外国へ行つて安いホテルを探して、本当に苦勞いたしました。本場に今昔の感にたえませんが、今、経済の繁栄がすばらしいがゆえの弊害というものと取り組んでおることとあります。

この産業立地政策というのは、大都市圏に集中した産業の分散、適正配置、こういうものを通じて、我が国の国土における地域間のアンバランス、所得間格差あるいは雇用機会の格差とか生活水準の格差、そういう地域間のアンバランスを是正して、国土及び国民経済の均衡ある発展を図ることを目的とした政策であるということが言えます。従来の産業の立地政策は、雇用とか所得の創出の観点から最も効果の期待される工業を主たる対象としておりました。そして、工業再配置の促進とかテクノポリス、その前には、非常に懐かしい言葉でございましたが例の新産・工特ですか、本場に久しぶりで聞いた懐かしい名前でありましたが、そういうものの推進など地域への工業分散を中心として展開された。あるいは工業分散というか、地域に工業立地ということが言えるかもしれません。そしてその結果、新規立地工場件数で言うところの八〇%ぐらいが地方圏に立地するなど、一定の成果を上げてきておることは事実でございませう。それなりの成果を上げたと思っております。

しかしながら、地域経済を取り巻く現下の情勢を見ますと、最近の円高などにより産業構造調整の進行や工場の海外立地の増加などにより、従来工業立地に依存してきた地域経済の空洞化が一般的に懸念されております。また反面、経済の高度化あるいはソフト化により従来直接生産部門、すなわち工場に対して研究所やソフトウェア業などのいわゆる産業の頭脳部分のウエートが著しく増大しつつあります。今後成長の期待されますこれらの産業の頭脳部分が東京圏に集中しておる、これはある意味においては当然の帰結であったかもしれません。それこそ政治、行政、経済のすべての権力中枢と言つてもいい立地になっておりますから、そういう傾向がございませう。

このような状況に對しまして、地域経済の発展と産業の配置の適正化を図つて、地域住民の生活の向上と国民経済及び国土の均衡ある発展を実現していくために、これまでの工場中心主義、工場

の地方分散、これに加えて産業の頭脳部分を地域において集積させるということによって地域産業の高度化を図ろうとする構想が、頭脳立地構想でございませう。従来の工業再配置政策あるいはテクノポリス政策等、これの補完ということが期待される次第でございませう。

○青山委員 国土の均衡ある発展、東京一極集中を回避していかねばいけないということ、実は昨日の衆議院本会議でも多極分散型国土の建設のための趣旨の説明がありました。産業立地政策の中で新産・工特それから工業再配置計画が進められてきたのですが、現時点でこうした既存の産業立地政策の進捗状況というものをどういうふう

に評価し、理解しておられるのか。それは、既存の産業立地政策というものが、新産・工特とか工業再配置計画といったものがないか、私なりの理解をしております。経済が非常に急速に発展をし、展開を見せましたので、かつて高度経済成長のときのようなあつた重厚長大から軽薄短小、そして今やその先を目指すソフト化といひますか、さらに高度化といひますか、そういう時代に來ておる。したがって、既存の産業立地政策においては、さらに高度化を進めていかねばいけない、あるいはテクノポリス計画との連携も進めていかねばいけないというふうな状況に今あると考へます。そういう点では、既存の産業立地政策をどういうふうな受けとめ、かつ現状をどうとらえ、将来展望をどういうふうに見ておられるのか。

今、大臣がおっしゃられましたように、かつては生産拠点中心であった。しかし、生産拠点を地方で確立していくためには、いろいろな問題が解決されなければならぬ。だめだめだめだめと決定的に言えるのかどうかかわりませんが、まだなお解決していかねばならない背景の問題があります。それは、先ほどから議論になっておりましたようなレジャーであるとか文化、居住といった社会基盤そのものとの連携がやはりとられ

なければならなかった。そういう意味では、生産立地だけではない、産業立地政策を進めていく上での社会資本の整備、こういう関係についてどういうふうな受けとめておられるか。

私は、ちよつと似たような問題であります。本法律案についての問題で建設省にも後でまた一点お尋ねをしたいと思いますけれども、基本的に既存の産業立地政策、つまり新産・工特及び工業再配置計画のこれまでの経過にかんがみて、経過と現状と将来展望をどうとらえておられるか、それから既存の産業立地政策と社会資本の整備との関係をどう理解しておられるか、伺っておきたい。

○安楽政府委員 まず第一点でございますけれども、日本経済の成長それから産業構造の変化という過程で、日本経済のパフォーマンスは今まで非常によかったわけでございますが、その過程におきまして絶えず三大都市圏への集中あるいは東京圏への集中、そして地方の方のウェートが下がるという、国土の不均衡発展という問題が常に出てきていたわけでございます。したがって、産業立地政策といたしましては、この産業構造の変化に合わせまして、できるだけ成長性の高い産業を地域に持つていくことが必要であるということ、その時代、その時代で重点がある程度変わってきたわけでございます。

昭和三十年代以降は重化学工業、重厚長大産業あるいは臨海型の基礎素材型産業が非常に重要であるということ、立地政策といたしましては地方の拠点開発方式ということをやってきたわけでございます。新産・工特制度というものもこれに相当するかと思えますが、それから、昭和四十年代になりますと、産業構造も加工組み立て型産業ということが中心になってくる方向になりましたので、工業立地政策の方も言葉を工業再配置政策というふうにいたしましたけれども、特に内陸型の機械産業その他の加工組み立て産業を広く地域に分散するということが、工業あるいは工場誘導地域への分散、育成ということを心がけてきた

わけでございます。それから昭和五十年代、特に後半になりましてハイテク産業、先端産業というものも非常に重要になりまして、地方においてもこういうものを大いに導入する、あるいはそれをこととして地域産業自体の技術を高度化するということがテクノポリス政策というものが出てきた、こういうことでございます。

それで、これの評価でございますけれども、日本の産業経済のパフォーマンスは非常によかつたわけでございますが、その中で我々なりにいろいろな形の工業の地方分散をやってきたわけでございますけれども、全体としては非常に国土の不均衡の是正に役立ったのではないかと、このように思っております。しかし、十分かと言われると決して十分ではないということでございます。新産・工特制度につきましては、昭和四十年から六十年という二十年間の数字で、工業出荷額とか人口の全国に占めるシェアはそれぞれ上がってはきておりますけれども、特に近年におきます基礎素材産業の産業構造全体の中におけるウェートの低下と申しますか、そういうことの中で、さらにこの新産・工特地域につきましても従来からのインフラの整備というものを一層進めますとともに、産業構造自体も高付加価値化の方に持つていくというような問題になって、そういう方向で努力しているわけでございます。

それから、特に五十年代、工業再配置政策をやつて工場の地方分散をやつたわけでございますが、これにつきましても工場の件数自体は目標にほぼ近い形で地方に行つたわけでございますけれども、予想していたよりも経済成長がスローダウンいたしましたので、その割には工業生産と申しますか出荷と申しますか、それが伸びなかつたとか、あるいは地方に行つた産業が三大都市圏にかなり分散していた産業よりも付加価値が低かつたというふうなこともございまして、工業出荷額で見ますと当初予定したシェアの拡大の半分ぐらしかまだ達成していないということで、工場分散政策をさらに一生懸命やつていかなければならな

いということだと思つております。それから、テクノポリス政策については始めてまだ四、五年というところございまして、これからでございますけれども、現在までのところ立地も進んでおります。そういうことで、我々は、それなりの効果はありますけれども、これからまだまだやつていかなければならないということで、頭脳立地構想を新たに出した次第でございます。

それから社会施設と申しますか、産業立地政策と広い意味での社会基盤との関係でございますけれども、拠点開発のときには臨海型のインフラを重視しましたけれども、工業再配置からテクノポリスになるに従いましてより広い住環境とか都市環境、そういったものを重視するようになりまして、テクノポリスでは産学住の一体的な整備ということも言つておりますし、今後の頭脳立地構想におきましても、人材の重要性等も加味しましてさらに広い社会基盤の充実を図つていかなければならない、このように考えております。

○青山委員 一点だけ、テクノポリス計画が今進められておりますので、このテクノポリス計画の進捗状況をさらにお尋ねしておきたいと思つて、現在二十四地域が指定をされている、一地域が審査中であるということでありまして、このテクノポリス計画というのは、新産・工特と違つて地域から承認申請が出る、一定の要件が満たされれば承認されていく。したがつてその件数が、現行二十四と一地域が審査中ということですから、日本の都道府県の半数以上がこの指定地域になつてきている。いささか私の感じでは多いように思つて、多かつて全部成功していけばこれはいいわけですが、さてそのことが本当にうまくいくのかという不安を持ちます。そういう点で、テクノポリス計画のそれぞれの地域の進捗状況をどういうふうな受けとめておられるか、またこれを今後どういうふうに進めるつもりであるかというような将来展望について、少し御意見を聞かせて

いただきたいと思います。

○安楽政府委員 テクノポリス地域は、先生のお

つしやることと二十四地域を承認して今やつてい

るわけでございますが、テクノポリス地域は先端産業を導入するということとともに、そういうものをこととして地域産業とか地域の工業全体の技術を高度化する、こういうことで、高度技術工業を中心とした工業開発、地域開発、こういうふうな言つております。

それで、今後は日本産業全体として技術、頭脳ということをやつていくこととございまして、から、二十四地域の承認に当たりましては、法律に基づいて熟度とかいろいろの要件を審査して承認したわけでございますが、私どももいたしましては、ぜひこれがそれぞれ成功いたしましたして、日本全体の技術の高度化と産業構造の高度化に役立ててほしい、こういうふうな思つております。これまでの四、五年間の経緯によりまして、全体として申しますと、私どもはおおむね順調に進んでいると考えております。

ただ、今後でございますけれども、そうした方向をさらに進めるということとございまして、特にやはりテクノポリスもその地域だけではなくて、その周りの経済圏への経済的な波及といひますか、テクノポリスが発展しその周りも発展するといふようなことも重要だと考えておりますので、そのテクノポリス圏域と圏域外との交流を強化するとか、あるいはもう既にある程度は努力しておりますけれども、産官学の交流を一層促進するとか、いろいろの課題はあるわけでございます。今後さらに政策的な支援をもつてそういうことを推進してまいりたいといふふうな考えております。

○青山委員 頭脳立地法であります、この構想は、それぞれの地域から自主的に作成をした計画が申請される、要件を満たせば承認をしていくという形になつておりました、この形というのは、例の今おつしやつたテクノポリス計画の場合と大変よく似ておるわけですが、ただ、その規模を見ていきますと、既存の産業立地政策の中では今回の頭脳立地の考え方のほうは最も規模が小さいよ

うに考えます。したがって、この頭脳立地の構想というものは、単独でこれから進められていくというよりは、テクノポリス計画の補強をしていくのだ。したがって、頭脳立地構想というのはテクノポリス計画と共存していくといえますか、補強していく、補完していく、こういう考え方があってはならないかと私は理解しておりますが、今回の頭脳立地法の位置づけといえますか、既存の産業立地政策の中における位置づけというのをどういふように位置づけられるか、その役割をもう少しわかりやすく。

○安楽政府委員 現在、地域におきましてはいろいろな地域の経済圏というものができておまして、誘導されてきた企業もあるし地場産業もあるし、いろいろあるわけがございます。そして、政策的な対象となつていくものとして、テクノポリス地域あるいは前からあります新産・工特地域、あるいはそのほかにもいろいろな経済地帯と

いふのがあられるわけがございます。それで、この頭脳立地構想は、別にそのどれでなければいけないということではなくて、全国的に工業その他の産業を、特に地域産業を高度化するために何といつても頭脳である、ソフトであるということでございますので、そういうどのような経済圏域におきましても、必要などころはこの頭脳の集積というものをつくつて、それをその経済圏あるいは周辺の経済圏というものが活用して、全体として高度化していくということではないかと思ひます。その中で、確かにテクノポリス地域というのは高度技術ということに立脚してあるわけでございますから、頭脳的な性格というものが特に強いということはあると思ひますけれども、そのほかの地域でも当然、頭脳集積というものを活用するということはあるのではないかと考えております。

それからその地域の広さでございますけれども、新産・工特地域あるいはテクノポリス地域などの場合におきましても、工場を広く分散していくということでございますから、かなり広い地域

を考へているわけでございます。現在でもテクノポリス地域につきましても、一番大きい方では十三万ヘクタールとか十三、四万ヘクタールとかというようなのがあられるわけでございますけれども、今度の場合にはある程度特定事業、ソフト事業、頭脳でございますので、集積をした方が集積の利益があるということで、集積するということとろに一つの特徴があるかと思ひます。しかしそれも、ただ一つの団地とかというふうなわけでは、やはり東京に対抗するたぐいさんの特定事業の集積としては弱いわけでございますから、受け皿としての集積促進地域は、テクノポリス地域のように工場分散という形のような大きな広さが必要ないと思ひますけれども、そういったものよりはもう少しコンパクトな地域、具体的に申しますと、地域経済圏のどこかの中心の都市とかそういう適切なところを含むような地域、こんなふうな考え

ていふ次第でございます。○青山委員 頭脳立地がこれから順調に進められた、テクノポリス構想が相応な成果を上げてきていて、こういうような段階にきたというふうな考へても、現在問題になつてくる東京一極集中の回避のための効果が出てくるのか。数日、私はこのこととどれどれが効果が出てくるのであろうというふうに見てきたのですが、それは決定的に東京一極集中の解決策にはなり得なかつたとしても、地方の経済活性化には相当貢献することができたよということになるのかどうか。そうならばそれでいいじゃないか、それが東京一極集中へのあの加速的な力を弱めてきたことにもなるではないかと言へば、それはそれで、皮肉で言つてはいいわけじゃないのですよ、率直にそれはそれでいいと思つています。

というのはいかにも思ひますと、企業の立場から考へますと、地方にそういう誘導政策がとられても、その地域へ行つて何か大きなメリットがあるのかどうか。また、仮に行こうとしたら、何か企業活動の拠点はやはり東京に残しておこうというふうなことになるのではないかと思ひます。

ね。そうでない形に本当は持つていかなければいけないのですが、そのあたりの見解、東京一極集中の回避には決定的にならなくても、地方の経済活性化には絶対に相当の大きな貢献をしたのだよという考へ方というか確信を持つておられるかどうか、その辺はいいかでしょうか。

○安楽政府委員 分散と申しますときには、人口と人間の諸活動、広くあるわけでございます。政治、産業、行政、文化等いろいろあるわけでございますが、やはり地方にいろいろな機能が分散しても雇用がないといけない、所得の源泉はやはり相当部分が産業であるということは言えるかと思ひます。

【委員長退席、甘利委員長代理着席】
そういうことで、これまでの工業再配置政策というの、先ほど申しましたようないろいろ努力しました結果、現在では東京圏の全国における工業の割合は大体人口と同じ程度、二五%ぐらいになつていくわけでございます。そういう意味では地方に工場が行つておられるわけでございます。

ところが、ソフトという産業の頭脳、特定事業というものは東京圏に七、八割が集中している。しかも、このままほつておきますと、工場という工業自体もやはりそういうソフトの部分で地方にこない高度化できないということ、せつかく地方に根づいていく工業の将来も心配になるというふうなこともございます。したがらいまして、今後とも工業の分散をさらに努力するとともに、この特定事業を分散するということによつて工業もさらに定着させる、工業立地にも役立つとともに、この特定事業自体がやはり何といひましても人材を活用するということで、高度の魅力ある雇用機会も定着しますと、そういうことで地方にとつて非常に重要だと思ひます。もちろん、これだけすべて今の一極集中問題を解決できるということは言えないと思ひますけれども、少なくとも産業面、雇用面では極めて重要な施策になるのではないかと考へておられます。

○青山委員 ちょっと先ほど触れましたけれども、頭脳立地法をこれから進めていくときに、関連する社会基盤をやはり進めていかないと、きちつと整備していかないとなかなか産業立地政策というのには成功しないであろうと私は考へておられます。

今回の頭脳立地構想が出てきたその背景というもの、私の理解では、テクノポリス計画を進められていく中で高度技術の面が欠落しておつたのではないかと。それは、頭脳部分が欠落しておつたという指摘が地域にあつて、地域の方から何とかそういう研究開発部門の地域への集積を求められたのだというふうな私なりに理解しておりますが、今回のこの構想、研究基盤施設が、内容から見ますと民活法に基づきリサーチコアに非常によく似ておる。これを民活ではなかなかできない地域では官活でやらざるを得ない。民活ではできない地域から見ますと、これはまことに歓迎すべき措置で、求められていることであると思ひます。ただ、そういう産業立地政策をこれから進めていこうとするときに、今日まで欠落していた部分は頭脳部分だけではない、研究開発部分だけではない。すなわちそれは、先ほど議論に出ておりました地方における文化、あるいは質の高い余暇の時間が持てるような環境あるいは生活環境、こういったものが整備されていかなければなかなか成功し得ないもの、つまりうまくいかないものというふうな考へておられます。

建設省は来ておられますね。東京一極集中を回避して地方経済を活性化させていきたい、そして国土の均衡ある発展をさせていく。そうしたときに、地域の経済の活性化のために産業立地政策というのはいかに役に果たしてきておる。そうしたときに、生活基盤といひますか、道路であるとか住宅であるとか公共下水道であるとか、そうした社会資本そのものを整備していかなければ人材をなかなか確保できないし、企業もなかなか進出の決断ができないというふうな一面もあつた。産業立地政策を推進していくためには、相

できないことだと思っております。そのあたりはどのようにこれまで取り組んできて、これからどう進めていこうかと考えておられるか、ぜひ聞かしていただきたい。と同時に通産省も、なおまた建設省とどう連携をとって総合的な視点に立った立地政策を進めていこうかと考えておられるか。

○和里田説明員 お答えいたします。
私も建設省におきましては、これまでも先ほど来お話のありました各種産業支援のための諸施策、これにつきましての関連いたします社会基盤施設の整備につきまして鋭意努力してまいりてきておるところでございます。幹線道路その他が整備されたことによつて工場の立地が非常にしやすくなったという例、あるいはその他各種細部にわたる整備の効果が上がったというふうにも、私も自負しているところでございます。近年も、テクノポリスその他も、通産省その他の省庁と一緒にやらせていただいているところでございます。

この頭脳立地法におきましても、建設省も所管省庁の一つということで参加させていただいてあるわけでございますが、ただいま先生の御指摘のありましたように、この法律の目的でございます。地域産業の高度化、特に頭脳部分の集積、これの実現というためには、地域の環境の整備が不可欠であるというの重要な点でございます。そういう点から、私もこれまで以上に住宅あるいは道路、都市施設、そういうような施設の整備に鋭意尽くしてまいりたい、こういうふうにご考えております。

○青山委員 これは実はテクノポリス計画じやないのですけれども、私の地元で大きな工場団地ができました、地域はそれまで比較的寒村なところだったのですからかなり期待されておりました、道路も幾らか整備したつもりでいたのですが、ところが、先日たまたまその地域に私、朝の出勤時間に差しかつたのですが、これまではまるで想像できないような渋滞が起きておりました、これは県の事業だったものですから県の方には言つてはおきました、恐らく建設省の方はそれは県の事業だからということなんでしようが、具体的にそういう事例がありまして、今後テクノポリス計画を進め、頭脳立地の構想を進めていこうと思つておきますと、同じようなことが必ず出てくるのではないか。ああいうことでは、まさに仏をつくつて魂が入らないようなことになってしまいます。そういうことがないように、十分に全体のインフラの整備をぜひ進めていっていただきたい。これが間接的には東京一極集中の抑止に一つ大きな効果を持つてくるのであろうと私は思いますので、一言申し添えておきたいと思つております。あともうよろしいから、お引き取りいただいても結構です。

○安楽政府委員 ただいま建設省の答弁がございましたが、私も同じ考え方でございます。主務大臣、一応四大臣ということで建設省それから農林省、国土庁それから通産省でございますが、この主務大臣はもちろん、いろいろな問題につきましては関係大臣と協議するという規定も入つておりました、そういうものも含めまして産業ということだけではだめなので、やはり都市環境、住環境を含めた社会基盤の整備ということを頭に置

きつやつつていきたいと思つております。
○青山委員 これは実はテクノポリス計画じやないのですけれども、私の地元で大きな工場団地ができました、地域はそれまで比較的寒村なところだったのですからかなり期待されておりました、道路も幾らか整備したつもりでいたのですが、ところが、先日たまたまその地域に私、朝の出勤時間に差しかつたのですが、これまではまるで想像できないような渋滞が起きておりました、これは県の事業だったものですから県の方には言つてはおきました、恐らく建設省の方はそれは県の事業だからということなんでしようが、具体的にそういう事例がありまして、今後テクノポリス計画を進め、頭脳立地の構想を進めていこうと思つておきますと、同じようなことが必ず出てくるのではないか。ああいうことでは、まさに仏をつくつて魂が入らないようなことになってしまいます。そういうことがないように、十分に全体のインフラの整備をぜひ進めていっていただきたい。これが間接的には東京一極集中の抑止に一つ大きな効果を持つてくるのであろうと私は思いますので、一言申し添えておきたいと思つております。あともうよろしいから、お引き取りいただいても結構です。

○安楽政府委員 ただいま建設省の答弁がございましたが、私も同じ考え方でございます。主務大臣、一応四大臣ということで建設省それから農林省、国土庁それから通産省でございますが、この主務大臣はもちろん、いろいろな問題につきましては関係大臣と協議するという規定も入つておりました、そういうものも含めまして産業ということだけではだめなので、やはり都市環境、住環境を含めた社会基盤の整備ということを頭に置

きつやつつていきたいと思つております。
○青山委員 これは実はテクノポリス計画じやないのですけれども、私の地元で大きな工場団地ができました、地域はそれまで比較的寒村なところだったのですからかなり期待されておりました、道路も幾らか整備したつもりでいたのですが、ところが、先日たまたまその地域に私、朝の出勤時間に差しかつたのですが、これまではまるで想像できないような渋滞が起きておりました、これは県の事業だったものですから県の方には言つてはおきました、恐らく建設省の方はそれは県の事業だからということなんでしようが、具体的にそういう事例がありまして、今後テクノポリス計画を進め、頭脳立地の構想を進めていこうと思つておきますと、同じようなことが必ず出てくるのではないか。ああいうことでは、まさに仏をつくつて魂が入らないようなことになってしまいます。そういうことがないように、十分に全体のインフラの整備をぜひ進めていっていただきたい。これが間接的には東京一極集中の抑止に一つ大きな効果を持つてくるのであろうと私は思いますので、一言申し添えておきたいと思つております。あともうよろしいから、お引き取りいただいても結構です。

隣接地域によつてそういうことがないように、あるいは整合性がとれるような実施を進めていただくための取り組みが必要だと思つております。他の省庁で進められております情報化政策との連携、どういう進め方をされようと思つておられるのか、時間がないから簡単に答えたいでございます。

これはどちらかと申しますと、それぞれの地域のニーズに即しまして、その地域の産業活動あるいは社会活動を踏まえてどう情報ネットワークをつくるのが一番その地域のために役に立つかという、いわばユーザーオリエンテッドな発想で実際に役に立つシステムをつくつていこうというところで作業をいたしております。

○安楽政府委員 四省庁が共管することになつておられますが、これはテクノポリス法と大体同じでございますが、そのほか自治大臣その他関係大臣との協議というものもございまして、余り関係が深いとすると、できるだけ関係省が親身に地元への御努力に対して御協力したいという観点からは、ある程度の共管ということもよいのではないかと、いうことで、テクノ法と大体同じようになつております。いずれにしても、手続が複雑になつたりすることのないよう、地元の一層發揮されるか自主性が損なわれないところが一層發揮されるように、うまいやり方でこの運営体制を考えていきたい、そのように考えております。

そのほかには、例えばテレトピアのようなものがあるわけではございませんけれども、テレトピアというのにはむしろ通信インフラを優先的に整備をいたしまして、その上でさまざまな情報化を推進していこうという、いわばハード面からのアプローチでもございまして、それから、グリーントピアという構想は、農村地域における農林漁業関係の情報システムの構築をしようというものでございまして、切り口、手法、分野等にそれぞれ相違があるわけではございませんけれども、いずれにいたしましても地域の情報化を通じて国民生活の向上を目指す、ひいては高度情報化社会の実現を目指すと、いう点におきましては、相互によく連携をとります。そういう意味合いで、相互によく連携をとります。お互いに協力しながらそれぞれの目標を推進してまいりたい、こういうような立場でこれまでやっておりますのでございます。

○児玉(幸)政府委員 ただいま、地域の情報化につきまして各省いろいろな施策を講じている点はどういうふうにご調整され、また連携をとりながらやっておりますかというお尋ねがあつたわけでございまして、これから二十一世紀に向かひまして、情報産業は日本の産業をリードするいわば先端部門になるわけではございませんけれども、その中で地域の情報化をバランスよく進めていくというのには非常に重要な施策の一つでございます。そういう観点から、実は地域の情報化をいろいろな切り口からいろいろな分野で、あるいはいろいろな手法で進めようという動きがあるのは事実でございます。若干紛らわしい印象を与えているのではないかなという気がいたします。

○青山委員 頭脳立地法の業種指定がなされるわけですけれども、今私が聞いておりましたところでは、特定事業は大体十六業種だということに聞いております。候補業種の中には運輸関係とか運送関係とか通信関係が含まれておられますが、この法律案の「定義」の中には、先ほども議論されておりましたように、特定事業は産業の高度化に特に寄与すると認められる業種を政令で定めることになつておりますが、この十六業種が絞られてきた経過、その理由、選定の基準を明らかにしていただきたいと思います。

ただ、例えば私も通産省で担当いたしておりますニューメディア・コミュニケーションという構想がございます。現在二十一カ所モデル地域を指定いたしました。それぞれにつきましてシステムの構築を進めておられるところがございますけれども、こ

もう一点は、こうしたサービス産業は、技術開発とか情報化の進展ということだと思つていけない新たな事業が展開されてきますね。全く思いがけな

かつたということではいけませんので、そうした問題が出てきたときには弾力的に対応する考え方があるかどうか。私は弾力的な対応をしておかなければいかぬと思っておりますが、その辺はいかがでしょうか。これは簡単に答えていただきたい。

○安藤政府委員 答えたいします。

特定事業の指定につきましては、これは政令でやることになっておりますが、我々今考えておりますのは、日本標準産業分類に基づきまして、あくまでも地域産業に対する直接的な効果が大きい、また対事業所サービスのウェイトが高いというようなこと、また今後地方への展開の可能性が大である、そういった面から産業の高度化に特に寄与する業種を精査し政令で定めていきたい、こう考えているわけでございます。

また、今後の弾力的な運用につきましては、当然今後の経済活動の変化あるいは技術革新の展開、あるいはサービス業に対するニーズの高まりとか、そういったいろいろな面でこういうものが変化することも十分予想されます。そういったことから、この問題につきましては弾力的に対応していきたい、こう考えております。

○青山委員 ぜひそうして進めてください。

それから、産業支援基盤施設の運営についてお尋ねいたします。今回のこの頭脳立地法が制定されますと業務用団地を造成していく、研究基盤施設を政府が先導的に進めていく、特にそれは地域振興整備公団が国の資金を核として先導的に整備していくのだ、こういうことであります。これは民活法でできない、官活でなければならぬ地域にとつては大変歓迎されることであろうと思っております。ただ問題は、研究基盤施設がどのような規模でどのような運営がなされるのかということはまだ十分伝わっておりませんので、いろいろな危惧が出ております。そこで今年度、初年度ですが、一施設当たりでは資金は十八億円、資本金が九億、借入金も九億、資本金の九億のうち三分の二、六億は地域振興整備公団の出資、借入

金のうちの十分の七の六億三千万円はN.T.T.の無利子融資資金、こうした資金計画で今想定されている規模、内容、水準、これを少し説明いただきたい。

それからもう一点、これは先ほどもちよつと出ておりましたが、技術革新が非常に早い。そういう中で、研究設備の更新を今後相対求められてくるでしょう。それから、設備の拡張がきつと相当求められてくるでしょう。そうした状況が想定されるのですが、どのような対応をしようかと考えておられますか。

○安藤政府委員 地方で行います高度化事業に対して、地域公団がいろいろな角度から支援するということ、一つは産業支援基盤施設の整備、もう一つは産業支援基盤施設の整備が行われておるわけでございます。今お尋ねの産業支援基盤施設の方でございまして、御質問にありましたとおり、公団からの出資あるいはN.T.T.の無利子融資なりを活用してこういった施設をつくるということになっております。予算の積算をしたときに、いろいろモデルケースなりを分析調査いたし、また検討いたしまして、それなりの規模のものを想定しておるわけでございます。これはあくまでもまだ予算上でございまして、実際の計画になりますと若干の幅ができるかと思っておりますが、我々大体面積で申しますと約三千平米を考慮しております。こんな面では、多分建物関係では坪二、三十万かかると思えば、数億はこっちの方にかかると思っています。

さらにこの中に入れる研究設備、これが大変問題かと思っておりますが、あくまでもテーマによりまして大変数字が変わるのかと思っておりますが、そういった面でも研究所あるいは研究設備、こういったものが内容的にはなるわけでございますので、研究所ということになりますと、当然コンピュータとかそういった共通的な設備も必要でございます。また、例えばバイオ関係であれば細菌モーターリング装置とか、I.C.関係だとクリンルーム

だとか、そういったものが必要になってきますので、テーマによつて大変変わるかと思っておりますが、我々は十億を超える範囲内のところを想定してみました。そうしますと、先発でいろいろやっていくところの例などを申し上げますと、この程度の規模であればまあまあ設備水準が保てるのじやないか、こういうふうにご考慮をいただいております。

また二点目のお尋ねの点でございますが、さらに技術革新等によりまして設備が陳腐化したときの更新の問題、あるいはテーマがふえた場合の拡張の問題、これらにつきましても、計画の中身あるいは今後の研究、研修の進捗状況を見ながら、適宜指導してまいりたいと思っております。

○青山委員 時間がなくなりましたので、残余の質疑については、個々にまた特段の問題がありましたらお尋ねしたいと思っております。

最後に、委員長のお許しをいただいて一つだけ、これから除外地域が指定されてきます。テクノポリス計画でも東京圏、中京圏、近畿圏は、自立的に発展し得る地域ということで除外されてきております。今回の頭脳立地法も同じような考え方で行くのでしょうか。ただ、東京圏はともかくとして、例えば近畿圏あたり見てまいりますと人口が流出増なのです。所得であるとか工業生産高を見てまいりますと、むしろ低下して見えます。そういうような点を考えていきますと、言われる意味はいうような点はよくわかる。しかし、現実的には今申し上げたような近畿圏の状況、それから今日の回避する、こういう重要な段階であるということも考えれば、除外地域は東京圏だけで私はいいのではないかとこのように考えておりますが、そのあたりはいかがでしょうか。最後にお尋ねをして、質問を終わります。

○安藤政府委員 法律によりまして、政令で定めるということになっておるわけでございます。これは、東京圏等に相当集中しております研究開発とかその他の特定事業、ソフト事業、頭脳部分を

分散する、地域に集積させるということでございます。まして、三大都市圏、東京以外の大阪圏とか名古屋圏とか、そういうところも相当集積しているところのどこかという問題はございますが、地域集積につきましては日本全体の産業、頭脳の再配置という観点から政令を定める段階で決めたいと思っております。

○青山委員 質問を終わります。ありがとうございます。

○甘利委員長代理 次に、藤原ひろ子君。

○藤原(ひ)委員 まず、今回の法案の目的は第一条に示されておりますが、高度技術工業集積地域開発促進法、いわゆるテクノポリス法と比べて具体的にどう違うのでしょうか、簡潔にお答えをいただきたいと思っております。

○安藤政府委員 テクノポリス法と本案との違いでございますけれども、目的につきましては、テクノポリス法は高度技術に立脚した工業開発、そしてそのときに産学住が一体となった町づくりという形で行うということになっておりますが、本法案の場合には、産業の頭脳部分の地域における集積と、それによって地域産業全体の高度化を図るということで、目的が違っております。ただ、いざいざにしましても地域経済を高度化していくための地域開発立法と申しますか、そういう点では共通でございます。相補完、強化し合う関係にあるわけでございます。したがって、その施設の対象といたしまして、テクノポリス法の場合には高度技術工業というのが対象になります。あるいは、そういうものを利用した地域の工業の技術高度化ということになるわけでございます。本法案の場合には、産業のソフト部分とか頭脳のないいわゆる政令で指定する特定事業というものの地域集積ということをございまして、簡単に申しますれば前者が直接的な生産部門を主たる念頭に置いておるのに対して、後者の方はソフト部分と頭脳部分といった直接的な生産部門を支援するような部門を念頭に置いておるということでございます。それに従いまして、助成措置の手段につ

きまして、それに相当するような違いがござい
ます。

○藤原(ひ)委員 テクノ法は、工業、工場の集積
を促進するものだ、ハードのものだということ
すけれども、第一条の「目的」には「高度技術に
立脚した」というふうに明記をされておりました
で、この法律に基づく高度技術に立脚した工業開
発に関する指針を見ましても、第一に「地域に立
地している企業を高度技術の開発を行う企業又は
高度技術を製品の開発若しくは生産に利用する企
業に成長させるよう努めること」第二には「地域
の技術水準向上の核となる高度技術開発企業の立
地条件を整備することによつて、その立地を適正
に促進すること」(「このようにふうになつておりま
すね。頭脳立地法では「産業の高度化に寄与する
特定事業の集積を促進する」というふうになつて
おりますが、今回の特定事業としてデザインを加
えるということを除けば、目的とか目標とか、こ
ういう内容はほとんど変わらないのじゃないかな
というふうに思うのですね。

しかし変わる点がある、大きく違う点がある。
それは何かといいますと、テクノの場合は、制定
されました八三年当時、臨調行革の真つただ中
だった。そして税制などを除いては国の支援策が非
常に少なかったわけですね。開発費、基盤整備費
はほとんど指定地域の負担になつていたわけ
です。それが今度の法案では、内需拡大策の一環と
して資金運用部資金、それから産投会計出資、N
T T株売却益による無利子の融資など、国の資金
を直接投入をして産業支援団地、産業支援基盤施
設を建設したり整備したりする、これが最大の相
違点ではなからうかというふうに思うのですね。
そしてテクノポリス地域などのでこ入れをするも
のじゃないか、こういうふうに思うのですが、い
かがでしょうか。

○安業政府委員 先ほどの御議論の中にもござい
ましたけれども、産業立地政策というのは、産業
構造の変化、時代の変化に応じて適用し、かつ、
その拡充強化をしていくという方向で変遷してき

ておりますけれども、そういう意味におきまして
は、このテクノポリス政策につきましても、テクノ
ポリスの高度技術を地域に植えつけていくとい
うときに、この頭脳集積というものが非常に大き
く役立つということは事実でございまして、そう
いう意味では現在おおむね順調に進み始めている
と私も思っておりますが、このテクノポリス政
策を新しい環境の中でさらに強化するということ
になると思います。しかし、産業の頭脳部分の地
域集積というのは何もテクノポリス地域だけで
ございまして、いろいろな地域の経済圏という
ものが頭脳というものを必要としているわけでご
ざいますから、さらに広い観点から、地方経済圏
の一つの頭脳的な拠点になつていくという形で広
く活用されるべきものではないかというふうに考
えております。

○藤原(ひ)委員 それでは、テクノポリス法の評
価についてちよつとお尋ねしたいと思うのですけ
れども、通産省がテクノポリス構想を打ち出され
てテクノ法が制定されたときといひますのは二度
にわたります石油危機の後で、新産・工特などに
より次から次へと臨海部を埋め立てたり、大規模
工業団地を造成したり、重化学工業化路線を進め
てきた、こういう方向で走つておりましたが、こ
ういう産業立地政策の破綻が露呈された時期だつ
たと思うのですね。それだけに、全国各地で異常
とも言えるテクノポリスのブームが巻き起こりま
した。指定地域を受けてテクノポリス構想を推進
することが地域再生の切り札であるかのように言
われた。これは記憶に新しいところだと思つて
ます。ところが、地域指定の状況を具体的に見てみ
ますと、それぞれ地域指定された当時の夢が大き
く崩れて、決して順調には進んでいない、こうい
うふうに思います。

具体的に私も、私自身も参りましたし、党
議員団として手分けをして調査したことを述べて
いきたいと思うのですが、例えば長岡のテクノポ
リスですね。ここでは工業用地、道路等のテクノ
ポリス関連公共事業費が、八四年度から八六年度

未までに三百九十九億円投入をされております。
地域振興整備公団が建設しております長岡ニュー
タウンも、住宅、商業、業務地区など、全体面積
は千八百三ヘクタール、総事業費は五十年間価格
約一千億円で、昭和五十年からおおむね十五年
間の工期で建設が進んでおります。ところが工場
立地、雇用増はわずかなものです。高度技術工
業研究所等の集積により、住宅一万户、計画人口
四万人を予定しているニュータウンの入居者はど
うかといひますと、昨年の八月現在で百六世帯、
三百九十七人にすぎません。けたが違ふのじゃな
いかと思つておられます。このまま工業団地やニュ
ータウンを建設し続けるかどうかの現状です。
また函館を例にとりますと、全体面積一萬一千
二百五十三ヘクタール、うち工業用地は五千六百
五十六ヘクタール、大規模な苦小牧東部工業基地
を建設してしまつた約四千九百ヘクタールの工
業用地が未利用である。こういう苦い教訓を間近
に見ていきますから、工業団地等の基盤整備には大
変慎重です。それでも、これまでに道や市、町の
合計で八六年度まで二十二億円を投入しておりま
すが、工場立地やそれによる雇用増はまことに
微々たるものです。市の当局者の方たちもこう言
つておられます。テクノ、テクノでメカトロニク
スやエレクトロニクスなどハイテクばかりに目を
奪われてきたが、水産加工など地場産業にもつと
目を向けて地道にやつていくしかない、こういう
ふうにおつしやつておられるわけですね。

さらに岡山の吉備高原テクノポリス、これも同
様でした。テクノ地域の指定を受けてから県の公
社が約三十五億円かけて造成いたしました三十六
ヘクタールの御津工業団地には、従業員わずか三
十人、それもほとんどがパートという小さな工場
が一つ立地しただけで、あとは全くめどが立つて
いない、こういうことだつたわけですね。団地の
ある御津町は人口一萬一千二百人の小さな町です
けれども、この団地の工業用水道建設などテクノ
関連で既に二億七千三百万円投入をし、今宙に浮

いた感じの大学研究所用地の買取を四億円かけて
行い、助役さんたちもこの先どうなるのやらと途
方に暮れておられるという感じだったので、あ
る新聞がかつてテクノポリスについて、夢をかき
立て、実利と企業躍らず、こういうふうにかき
立てておりましたが、その結果、地元負担だけが残さ
れたという面は否定できないというふうに思うの
ですが、この事実についてどうお考えになるでし
ょうか。

○安業政府委員 現在まで二十四地域がテクノポ
リス地域として承認されておりました、それぞれ
地元でテクノポリスづくりが始まつては、テクノ
ポリスのこれまでの状況を見ますと、もちろんこ
れはいろいろな時期によつてあるいは地域によつ
て、それぞれの違いというかそういうことは当然
あるわけですが、全体として見ますとお
おむね順調にいつているというふうに考えており
ます。

その点につきましては、例えば工場立地でご
いますけれども、テクノポリスを承認し始める前
の三年と後の最近の三年と比べましても、立地件
数は四割ふえておりますし、敷地面積ベースでも
八割ふえておられるということがあります。それか
らまた、テクノポリス政策というものはハイテ
ク産業を誘致するということだけではございませ
んで、地場産業、地域産業の技術を高度化する
ということが非常に大きな目的の一つでございま
すので、そういう意味で、各地域でテクノポリス開
発機構等がいろいろ技術の高度化のために努力を
しているということもあるわけでございます。

その成果ということもございまして、研
究開発型企業の債務保証事業というところで申しま
すと六十二年末で百四十七件ございまして、地場
企業の新製品や新技術の開発に貢献しているわけ
でございますし、また技術者を養成していくため
の研修指導事業も六十二年度だけで年間四百七十
件をやつておられるとか、また技術高度化に非常に重
要な産学官の交流事業につきましても六十二年

からまたいろいろな形の研究、人材育成の施設整備等も行われているわけでございます。地域づくりというのは当然非常に時間がかかるわけでございますけれども、現在スタートして努力を始めた段階におきまして、私どももいたしましてはおおむね順調に進んでいるというふうに今考えている次第でございます。

それから、今先生御指摘のございました工場団地と申しますか工場用地の問題でございますが、苦東の例もお出しになりましたけれども、私どもの把握しているところでは、昭和五十六年の全国の工業団地における造成済みの工場用地の面積というのが五万二千六百ヘクタールであったのに対して、六十一年は六万四千ヘクタールということで、五年間で約七千七百ヘクタール増加しているわけでございます。そういうような数字がございますけれども、第一次石油危機前後と申しますか、臨海型の工業開発ということをやったとき以降、経済成長が非常に安定化したというようなことで、一部この分譲というのが進んでないというような地域もございまして、全体としては分譲は非常に進んでおりまして、内陸の団地についてもそうでございまして、地域別の個性は別として、全般的には工場用地あるいは団地の造成というものは、工業の受け入れとして今までの地域経済の活性化、発展に寄与してきているというふうに考えております。

○藤原(ひ)委員 御答弁を聞いて全く残念に思うのです。なぜかといいますが、具体的にこれだけ地方自治体で大変な目にも遭っておられる、苦勞しておられますよということを見てきて言いますが、全体としてうまくいっているのだ、少しぐらいうまくいっていないところがあつたつてしようがないじゃないか、時間がかかるんだというふうなことをよくどくとおっしゃる、いろいろ言いわけされる。本当にそうなんですか。指定地域の皆さんの苦勞とか失望感というものを全く理解されていないというふうにしか、私には

思えないのです。昨年六月でしたが、大分県の国東テクノポリスを調査いたしました。御承知のとおり、ここは熊本と並んでテクノポリスの優等生と言われるところですね。ところが、ここでも実態は大同小異だったわけですね。テクノポリス地域の安岐町は、キャンノンの誘致に当たりまして九億九千万円かけて工場用地を造成し、半分はかけて五億円で提供したのです。そのほか、取りつけ道路とかグラウンドとか体育館とか公園とか上水場など、関連施設の整備に総額二十四億円の町費を投入しているのです。まことに立派なものでした。ところが、誘致はしたものの、法人住民税は年間均等割の十五万円だけですよ。キャンノンの関連税収総額は、八三年度から八六年度の四年間でわずかに一億九千万円、町費を投入したのは二十四億円。雇用の方も、自動化やロボット化がうんと進んでおりますから、約千人予定されていた従業員は、当時パートを含めて四百八十人雇つてもらっただけですね。大分県の皆さんの話でも、円高不況の影響で、現在は多少回復しているとはいへ、当時有効求人倍率は十七年ぶりの水準に悪化した。テクノ地域への企業立地も、当初一万人雇用計画を立てていたのだが、これから見ると四割にとどまっている。進出予定企業が倒産したり、立地を決定しながらまだ進出してこない企業が十社もあるのですよ、こうおっしゃつたわけですね。杵築市の方でも大変苦澁に満ちたお話を聞きました。東芝のために工場用地を七・二ヘクタール用意したが、五ヘクタールしか購入されず、第二期工事のおくれで残りの二・二ヘクタールは転売もできないで、東芝が購入してくれぬのをじつと待っているのだ、こういう状態だとのことなんです。

異常円高、企業の海外進出急増という新しい事態のもとで、テクノポリスの優等生の大分県においてすら、テクノポリス構想計画の進捗状況というものは工業用地、工業用水道、道路など自治体負担による基盤整備だけが先行して、工場立地、地域産業の高度化、工業出荷額など、高度技術に立脚した工業開発の目標達成は大きくおくれしているというふうに思ふのですが、いかがでしょうか。全体としてうまくいっているのだ、おまえさんは重箱の隅をつついてそんな悪いところばかりほじくつているじゃないか、こういうふうなお考えでしょうか。

○安楽政府委員 テクノポリス地域への工場立地というところでございますが、これは全国的な工場立地動向にも影響をされると思ひますけれども、私どもの全国の工場立地動向調査というのがございまして、これが昭和五十八年、五十九年、六十年と立地件数がふえまして、実は六十年、六十一年と我々の数字では年間大体二千五百件ぐらいの立地が全国であつたわけでございます。実は、六十一年後半半ぐらゐからの円高不況と申しますか、こういうことがございまして、立地動向も企業の設備投資の動向、景気の循環に影響されますので落ち込みまして、六十一年の上期は千八百八件という形で減つたわけでございます。

〔甘利委員長代理退席、尾身委員長代理着席〕
しかしながら、昨年の後半からの景気の回復、特に製造業なんか非常に回復してきたというところで、下期は千四百七十五件というふうに大きくまた伸びまして、六十二年全体としては六十一年を若干上回る二千五百六十三件となつたわけでございます。そういうようなこともございまして、テクノ地域におきましても、この円高不況の影響が非常に強まってきた一昨年から昨年の上期ぐらいにかかまして、企業立地と申しますかそういうものがなかなか従来ほど感じがよくないというような時期ももちろんあつたと思ひますが、そこは循環的な面もございまして、現在は昨年の下期以降回復しているというところでございます。

ただ、今度中期構造的にこのままどうなるのだというところにつきましては、この頭脳立地法の御審議の中でも出てまいります議論にございまして、いろいろな構造的な問題ということで、地域に工場を立地していく、地域経済を活性化していくというためにはいろいろ努力をしなければなりませんので、私どもはテクノポリスについてはおおむね全体として順調だと申しましたけれども、これからでございますので、テクノポリス地域ももちろん、工業再配置政策さらにはこの頭脳立地政策等を含めて、地域経済の活性化にもっと一層努力していかねばならないというふうに考えておりました。決して楽観的にこれですべていいのだというふうなことではございません。これから一層努力が必要だということには考えております。

○藤原(ひ)委員 それでは、この法案に関連してお聞きしたいと思うのですが、特定事業の集積促進地域、全体として何地域程度の指定を考えておられるのでしょうか。

それで、本事業にいろいろと予算が計上されている。六十二億円と予定されているのですが、これらの地域指定あるいは団地や施設の建設予定地域では、一体どんな企業あるいは研究所を立地する予定なのか、具体的な目標とか見込みはあるのだろうか。さらには、あるのならその目標を実現するために具体的な指導、これを責任を持って実行するつもりがどうか、これを明確にお答えいただきたいと思ひます。短くお願いいたします。

○安楽政府委員 初めの地域指定の問題でございますが、現時点におきましては、特に地域指定を全部で幾つするかとか、どういう地域をするかというところは、まだ特別な想定を持っていないわけはございません。今後、法律が成立いたしますれば早急に政省令をつくつたりあるいは集積促進指針というものをつくつたりして、地域の方で御検討なさつた計画が出てまいりますれば、これをいろいろの観点から、あるいは法律に基づいて承認をするかしないかというふうな手続、段取りになつてくるわけでございます。ただ、一応予算を取るという関係で、初年度につきましては、予算面で地域公園の整備する予定の業務用地として三地域

分と、それから中核的な施設分として五施設分、一応予算面では確保されるということ、今後の法律の成立を待つて、地域の御要望も聞きつつ具体的に作業を進めていきたいというふうに考えております。

それから、この特定事業の目標でございますけれども、正直に申しましてどのぐらいの数量がどうという構想の背景といたしまして、今後頭脳部分のウエイトが高まるということ、例えば私も将来予測した一つの試算値といたしましては、今後の製造業とそれから製造業にいろいろサービスを提供するような対事業所サービス業等を含めた就業業者の中で、いわゆる私どもの言っております産業の頭脳部分と申しますか、特定事業のものが昭和六十年で二八％であったものが、二〇〇年には三八％ぐらいになるということで、直接的生産部門に対してこの産業の頭脳部分のウエイトが非常に就業面でも高まってくるということは確かでございますので、こういう特定事業を地域に集積をする。その場合に、もちろん基本は地元の御努力ということになりますけれども、国、地域公団あるいは地方公共団体が協力いたしまして、そういう特定事業の誘致につきましても、本法で認められますいろいろな税制、金融のインセンティブ、あるいは先ほどの業務用団地とかの受け皿づくりとか、あるいは中核的施設による誘引というようなものも活用しつつ、いろいろな形でお手伝いはしていきたいというふうに考えております。

○藤原(ひ)委員 六十二億円も予算があつて、それを使う目標それから具体的指導策というのがある一つ私にはびんとこないわけですね。大変不安も心配もあるわけですが、時間がありませんので、角度を変えて、通産省が産業の地方分散、地域振興を図る目的で進められました工業再配置政策の結果についてお聞きしたいと思います。工業再配置促進法といふのは、一九七二年に工業の過疎地域への分散を目的に制定化された

わけですね。全国を一〇とした場合の地域別構成比を一つの目標として、昭和四十九年実績を昭和六十年度にはどこまで高めるのか、あるいは抑えられるのかということ、計画を立てられたわけですが、ここに表をいただきましたが、北海道、北陸、山陰、四国、九州、この地域別工業出荷額の四十九年実績、六十年の計画、六十年の実績、これを見ますと、大変なことになってきているというふうに思うのです。一々お答えいただく時間がありませんのでこの点は飛ばしますけれども、北海道や四国では、計画に向かって構成比が高まるどころか逆に低くなつております。北陸や山陰、九州では横ばいというふうにとどまっております。

その他、近畿臨海地域、山陽地域は計画を上回つて地盤沈下をし、目標に反して関東、東海への集中が強まっているという特徴があるので、そこで、経済企画庁さん、総務庁さん、おいでくださいというわけですね。

まず経済企画庁にお尋ねしますが、人口一人当たりの県民所得は長期的にどう推移しているか。東京都における人口一人当たりの県民所得を一〇〇としたときに、六〇以下の県の数はどうなつていまして、七〇年度と七五、八〇、八四、八五と、この推移をお聞かせいただきたいと思ひます。

○石井説明員 たいだいま先生のお尋ねの件でございますが、最近公表いたしました昭和六十年年度の県民所得統計をベースに申し上げますと、お尋ねのように東京都を一〇〇とした場合、六〇を下回る県の数でございますが、七〇年度は三十七、それから七五年度は十七、八〇年度は十一、それから八四年度が二十、八五年度が二十三でございます。

○藤原(ひ)委員 一人当たりの県民所得、東京と地方との格差というのは、八〇年度まではせつかく縮小してきている。ところが八四年度、八五年度と再び大きく拡大してきている。

すが、地域別の完全失業率の推移ですね、これをお聞きしたいと思ひますが、一九七五年平均と最新の八七年平均の完全失業率について、それぞれ全国及び北海道、近畿、中国、四国、九州、この数字をちよつと急いでお知らせください。

○伊達木説明員 お答えいたします。

労働力調査の結果によりますと七五年と八七年の地域別失業率でございます。全国は七五年が一・九％、八七年が二・八％、北海道はそれぞれ二・五％と四・二％、近畿は二・二％と三・三％、四国が一・九％と三・三％、九州が二・四％と四・〇％というふうになっております。

○藤原(ひ)委員 最近、景気は回復した、雇用も順調に推移しておる、こういうふうになつてきているのですが、今の御答弁でも明らかかなように、長期的に見ますと、関東及び東海と他の地域との地域間格差というものは大変広がつていっているわけですね。昨年一年間の平均で、全国平均が二・八、南関東が二・七、北関東・甲信が一・八、東海が二・〇であるのに、北海道は四・二、九州は四・〇と大変深刻な事態になっておりますね。工配法の目的、計画に逆行するという事態が、工業出荷額の地域別構成比だけでなく、一人当たりの県民所得とか今言つていただいた完全失業率、こういうものにもあらわれているわけですね。

そういう点で通産省にお聞きしますが、工業再配置計画を推進するために、国からの直接の支出であります工業団地利子補給金、工業再配置促進費補助金、これまでは総額で幾ら投入されてきたでしょうか。

○安藤政府委員 ここに数字がございしますが、ちよつと過去からの総計というのにはございませぬけれども、六十三年の予算でございしますが、工業再配置補給金が約四十二億円、それから工業団地の利子補給金が三十七億円でございします。ちなみに、五年前の五十九年度におきましては、それぞれ四十八億七千万円それから五十億円でございしたこと、工業再配置補助金につきましては、六十三

年度につきましては六十二年に比べまして若干の増加をお願いしている次第でございます。

○藤原(ひ)委員 私は、昭和四十七年から六十二年までの計も出しているわけですが、二つの補助金についてだけの金額ですが、そのほかにも道路とか基盤施設整備、これに国や地方自治体から莫大な投資をしているわけですね。工業団地造成について言えば、地方自治体でも巨額な資金を投入しているわけですが、工業団地の状況、これについて工場用地の面積とか、そのうち分譲済みの面積、未利用地の面積、八一年と八六年と比較しますと、それは一体どうなつていっているでしょうか。

○安藤政府委員 お答えいたします。

私の方で把握している工場用地面積あるいは未利用の面積でございますが、五十六年と六十一年の比較でお答えいたします。

まず、工場用地面積でございますが、これはいろいろなとり方があるかと思ひますが、造成済み工場用地の面積でお答えいたします。五十六年では全国で約五万二千六百ヘクタール、これに対して六十一年では六万四千四百ヘクタールでございます。したがって、五年間で約二千八百ヘクタールが増加しております。このうち分譲済み面積では、五十六年では四万六千五百ヘクタール、それに対して六十一年では約五万四千二百ヘクタールでございますので、この間約七千七百ヘクタールが増加しております。

また、造成済み分譲中の工場用地面積でございます。これはある意味では一定水準、商品として抱えている面積かと思ひます。五十六年では約六千二百ヘクタールでございました。六十一年では約六千二百ヘクタールでございました。この間若干の変動はございましたが、大体年間通してみますと、約六千ヘクタール程度のものが分譲中の工場用地として存在しているということになるかと思ひます。

○藤原(ひ)委員 未利用地の面積というのは、とにかくこの五年間にふえているわけですね。昨年の工場立地動向調査結果、これを見ますと、八七年

一年間の工場用地の取得面積が二千九百三十二ヘクタールですから、それを上回るような未利用地がふえております。そして、八六年現在の未利用地面積は、約九年分の用地取得面積に匹敵するというように膨らんできております。この中には、当然地域振興整備公団が造成されております中核工業団地、これも含まれているわけですね。借入金金の返済額が事業費を上回っているだけではなくて、借入金のための利子その他の経費の額まで事業費を上回るといふ、大変なサラ金経営になつていふふうな思いがします。こうした点は、売れない工業団地をいっばい抱えている自治体でもっと深刻なわけですね。

私はここに日経ビジネスをコピーしてきましたが、八七年六月十五日のものですけれども、これにどう書いてあるかといふと、例えば「貴社の発展を鳥取県で！」「大型の優遇制度を用意しております。(補助金最高十三億円)「あるいは」なんと十年間、土地がタダで使えます。」「十年間工業用地無償貸付「熊本県」といふように、各自治体は必死の企業誘致活動を展開しているわけです。今回の法律によりさらに工業団地を造成していく、そして未利用地を拡大していく、こういうことになりますと、地方自治体の出血競争、これはさらにおおられるという事ですね。国や地方自治体の負担というものを一層増大をさせることになるわけですね。そういう点でいかにお考えでしょうか。

○安藤政府委員 先生いろいろ御指摘いただきました工業用地と申しますか工業団地でございませぬけれども、私どもの一つの数字といたしましては、これまでの造成済みの工業団地のうち一応九〇%が販売されておまして、現在、内陸と臨海とか地域によつて違いはございますけれども、数年前の在庫があるという事でございませぬが、できてすぐそこに全部工場が埋まってしまうという事ではございませぬので、在庫率そのものが非常に高いというふうには考えておりませぬ。いざこれにしましても、適正な需要に応じて工業団地は

つくつていくことだろうと思ひます。

今度の法案にございませぬ業務用の団地は、いわゆるリサーチパーク等々と言われるものでございませぬが、これはもつと規模の小さいもので、しかも集積促進地域でございませぬから、特定事業の集積するような場所にできるものでございませぬ。これにつきましてはまた特定事業の受け皿になるわけにございませぬから、当然大いに活用されるべきものと思つております。いざにいたしまして、地方の実情というものを十分把握いたしましたし、既存の業務用地で活用できるものはそういうものも活用しますし、新たに作るものが必要なものは十分把握、検討して適切な整備を図つて、集積促進のお役に立ちたいというふうな考えでおります。

○藤原(ひ)委員 私も促進を強く願つてはいるわけですが、異常な円高とそれをてこにした産業構造調整が推進されている中で、これまで私も本委員会でも何度となく指摘をしてまいりました。大企業を中心とする海外直接投資の急増、工場閉鎖、縮小、こういうものを含む大量入減らし、合理化の強行、中小企業を中心とした休業の急増、地域経済の崩壊というふうな事態が全国で進んでいるわけですね。ですから、こうした事態に歯どめをかけるのではなくて、これをどんどん推進しながら特定事業を集積させるといふことも、一体その穴を埋められるほどの集積ができるんだらうか、この点が一番心配であるわけですね。後ほどお答えをいただきたいと思つております。

昨年、大牟田市に行つてきたのです。御承知のとおり、ここは不知火とか有明、大牟田というところで新産都市に指定された地域であるわけですね。新産都市の建設の総事業費は、一九六四年度から八五年度までの二十二年間に、国、県、市町村合わせて二兆六千四百億、産業基盤整備だけでも一兆四百五十二億が投入をされております。ところが、この大牟田は三井の企業城下町なんですけれども、石炭、石油化学、アルミなどの軒並

み規模の縮小、撤退が行われ、立地公害局監修の「二十一世紀の産業立地ビジョン」を見ますと、大牟田市の昭和五十五年を一〇〇とした昭和六十年の指標は、人口は九七、工業製品出荷額は八二、工業従業者数は八四と、みんな低下をしてきています。この後アルミ、石炭の合理化が行われまして、今ではもつと深刻なわけですね。ところが、驚くことに三井グループは全体としてびくともしていない、大もうけを続けている。私が一昨年、この委員会で取り上げました三菱金属の細倉鉱山、ここはついに閉山に迫り込まれて労働者や中小企業やその家族、地域住民の皆さんが大変打撃を受けて苦勞されている。ところが、本当に腹が立ちますのは、その三菱金属が昨年の九月期決算では史上最高の利益を上げていたわけですね。どうしてこんなことになるのでしょうか。それは結局、これまでの新産・工特、工配法、テクノポリス法、そしてまた今回の頭脳立地法すべてに共通していることですが、いざも資金の確保、財政措置等、国や地方自治体の支援策、こういう責務しか書いてないわけなんです。それぞれの法律が対象とする企業とか大企業の責務というものは何ら明記がされておられません。したがって、国や地方自治体が幾ら巨費を投じて支援策を講じましても、企業の方は条件がよければ出てくるし、悪ければ、合わないということになれば進出しない。情勢が変われば、企業の都合だけで平気で工場閉鎖をやつていく、生産拠点を海外に切りかえる。研究所等につきましても茨城や千葉、神奈川県、首都圏への立地が急増しているだけでなくて、海外の立地が大きく増加するといふような情勢にあります。

そこで、本法の目的を真に達成するためには、首都圏への一極集中に歯どめをかけて、経済の地域間格差を是正する。このためには大企業の責務、大企業の社会的責任を明確にする必要があると思つておりますが、最後に大臣、この点どう思われるでしょうか。

○田村国務大臣 企業活動というものは、もとより個々の企業がそのときどきの情勢の変化に応じて、独自の判断に基づいて決定するものでございませぬ。しかしながら、地域経済の中核となる企業につきましても、その活動が地域経済に大きな影響を有していることもまた事実でございませぬ。したがって、各企業が事業転換等を進めていくに当たりましては、雇用への影響等にも配慮しながら、関連する各種施策を十分活用されて、地域経済の振興のために最大限の努力が払われることを期待するものでございませぬ。

○藤原(ひ)委員 大臣おっしゃいますように、地域経済の中核として、そういう任務があれば雇用などもちゃんと責任持つてやらなければいけません。そうすると、この法案に大企業の責務、大企業の社会的責任を明確にするべきだ。これが明記してないこの法案ではこの誤りを繰り返すのではないかと、この点が私は心配だ。これがきちんと明記されていない法案には反対せざるを得ないと思つております。

以上で終わります。

○渡辺委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○渡辺委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○渡辺委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と御答へあり

○渡辺委員長 御異議なしと認めます。よつて、

そのとおり決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○渡辺委員長 次に、内閣提出、訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案及び上坂昇君外三名提出、訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。甘利明君。

○甘利委員 今回提案をされております訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案について質問を行うわけでございますけれども、今回は政府案と、上坂先生御苦勞されております社会党案と提案をされております。私は政府案を中心に、そして社会党案にも一、二御質問をさせていただきます。その質問をさせていただきます。

〔委員長退席、尾身委員長代理着席〕

近年、小売販売の方法がいろいろと多様化してまいりまして、そういう中で訪問販売や通信販売等が急速に発展と申しましようか成長をしてきたわけであります。その一方で、これらを含めて消費者のトラブルが絶えない、そしてその手口も多様化をしてきているし複雑化をしてきているわけであります。

訪問販売の伸びを数字で追ってみますと、五十年には一兆二千億円であったわけでありますけれども、六十年になりまして二兆一千五百億円で、この五年間で実に一・八倍、約二倍の伸びを示しているわけであります。そして、小売業の売上高に占める割合も二%を超してきています。通信販売を例にとっても、ほぼ同じような伸びを示しているわけであります。五年間で二倍になってきたという事は、売る側が一生懸命必死で売っている、セールストークもなかなかうまいということも当然ありましようけれども、買う方の側にとっても多

少なりともメリットがある、だからこれだけに伸びてきたという点もあると思うわけでございませう。消費者にとつては、この訪問販売というのはわざわざ店舗に向くという必要がないわけでありませう。買い物に行く手間が省けるわけでありませうし、セールスマンと相対の商売でありますから、ゆつくり時間をかけて商品についてじっくりと知ることができるわけでありませう。最近はいくつかから、家庭の主婦に対して就業の機会を与えるとか、収入の機会を提供するといったメリットも当然考えられているわけであります。

こういつた規制法をつくる、あるいは規制を強化していくというときに大事な点と申しますのは、いろいろ出てくる弊害、悪い点、悪い芽を摘もうとするために規制を各種強化をしていく。しかし、当然いい点もあるからこう伸びてくるわけでありませうから、悪い芽を摘もうとしているその行為でいい点、いい芽もどんどん摘んでしまったということがないようにしなければいかぬと思うのです。訪問販売や通信販売が本当に悪いことだけでは、消費者にとつても全くいい点がないということでは、これはもうとつてに見捨てられていくはずでありますし、どんなに巧妙な手口を使つても、そうそう五年間で二倍近くに伸びてくるはずはないのでございませうから、そういう点は、規制を強化をしていく、規制を新たに設けるという点では、我々が非常に注意をしなければならぬ点であるというふうに私は考えるわけでございませう。

政府当局でもいろいろと御苦勞されたと思うのでありますけれども、今回訪販法を改正するに至つた理由とか経緯というものについて、お話をいただければ幸いと思ひます。

○末木政府委員 訪問販売、通信販売の最近の発展状況につきましては、先生今数字を挙げておっしゃつたとおりでございませう。小売売り上げに對しましてそれぞれ二%と一%ということございませうから、一つの業態として立派に確立された業

態だと思つております。

しかし、それに伴ひまして消費者との間にいろいろなトラブルが発生しておりますし、特に最近はそのトラブルの態様が多様化してきております。例えば、かつては消費者との間のトラブルの主要なものは、商品の販売をめぐるものが主流をなしておりましたけれども、最近の商品の販売に伴うものウエイトがだんだん下がらなつて、かわつて役務、サービスにかかわるものがふえてくる。取引の場所も消費者の住居におけるものから街頭でお客をつかまえて契約をさせる、俗にキャッチセールスと呼んでおりますものとか、電話で呼び出して契約をさせるというような形もふえてまいりました。消費者に迷惑をかけるような行為の態様としても多様化してきております。

このような点については、かねて国会でも御議論のあつたところでございまして、私もはそれに対して一昨年の十二月以降、省内に研究会を設けまして実態の分析及びこれに對してとるべき対策の勉強を重ねてまいりました。研究会は、延べ十六回にわたつていろいろな御検討をいただきました。さらにそれを踏まえて、昨年十二月から産構審、産業構造審議会のもとで流通部会、消費経済部会の御審議をいただきました。その結果、本年の一月二十九日に産構審から答申をいただいておりますが、この答申を踏まえまして、先ほど申しましたような実態に對する内容を盛り込んだ訪問販売法改正案を今回提出させていただきます。いただいた次第でございませう。

なお、これにつきましては、一方において消費者の保護に遺憾なきを期すると同時に、先生も言及されましたように、これが正しいビジネスを行つていけば消費者に認知された一つの立派な業態であるという認識も同時に持つておりまして、不当にビジネスを抑圧することのないようにも配慮をしつつ立案した次第でございませう。

○甘利委員 訪問販売の取引の適正化については各方面で大変御心配をいただいておりますところでありませうし、ただいまの答弁の中にもございませう

とおり、産構審の答申においても重要な項目が新たに提言をされているわけであります。

その中で大きなものとしては、規制の強化あるいは消費者の啓蒙、そして業界の自主規制、この三項目が大変重要であるというふうな述べられておられるわけでありますけれども、産構審答申のこれらの方策を、政府としてはどういふふうにとらえて受けとめて、どういふふうな総合的に講じていくというお考えでありますか。

○末木政府委員 産構審答申にあります三本の柱でございませうが、私もはこの三本の柱、三本の矢でございませうか、これが適切なバランスをとつた形で行われるべきものだと思つております。

一つ目の規制の強化につきましては、これは今回御審議をいただいている法律に盛り込んだつもりでございませう。二つ目の柱としまして、消費者啓蒙でございませう。これはどんなに立派な法律をつくりましても、結局消費者が自分で自分を守るという意欲を持っていただかざるを得ない。ただ、何しろ数の多い話でございませうから、意識の高い消費者もいらつしやいますけれども、心ならずも何かそういう勉強がでない方もいらつしやることもこれまた事実でございませう。特にお年寄りの方とか、いわゆる弱者と言つてはなんでもしやうがそういう方もいらつしやいます。私どもは消費者啓蒙につきましても、いろいろの方法でできるだけ消費者に情報を提供し、あるいはこの法律の仕組みを初めとして、どうやって自分を守つたらいいかということを知つていただくつもりでございませう。具体的に、例えば今年度から全国に約三百名の訪問販売モニターをお願ひしまして、その情報を収集していただかして、そういった生のまた生きた情報に基づいて集めた情報を、消費者トラブル連絡協議会という連絡会を消費者関係の十一団体で組織しておりますが、そういったところを通じて今度は逆に消費者にリターンするというようなこともや

っておりまして、今後とも一層努めてまいるわけでございます。

第三の柱といたしまして業界の自主規制でございますが、数多い企業があるわけですから、大多数は一生懸命やっている企業だと思っております。そういったまじめな企業に、悪徳商法について仲間の中で目を光らせてもらいまして、悪貨が良貨を駆逐するのではなくて、良貨が悪貨を駆逐するように持つていくことも有効な手段だと思っております。そこで、この法律でも業界団体の任務をうたう規定を置いておきます。この三つの柱をバランスをとって進めていきたいと思います。

○甘利委員 先ほども申し上げましたとおり、訪問販売というのは消費者にとつてもいい部分があるからこうやって伸びてきたのだという話をしたわけでありました。ただ、訪問販売や通信販売を逆手にとつてと申しましようか、悪用して悪い芽が出てくる、それをきちっと摘み取っていくのが政府の責任であるわけでございますけれども、私は、訪問販売や通信販売というのは国民にとつて非常に有益な部分があるというふうな考えでおるわけでありました。政府の御答弁からもそうだとニュアンスは出ておりますけれども、もう一度確認をさせていただきます。

そして、もし有益な販売方法の一つであるというふうにお考えになりますと、今回の法改正、規制を強化していくことが、その部分で少し張り切り過ぎて健全な業界の方を少し萎縮させてしまふおそれはないか、健全な業者、業界の発展を阻害するようないか、健全な業者、業界の発展を少し持つておるわけでございますけれども、この点についてはいかがでございますか。

○末木政府委員 関係者の方の中には、訪問販売は害だけあって益がない、このような販売は禁止すべきではないかという方も、一部だと思っておりますが、いらつしやるわけでございます。私もそのように考えませんが、悪徳商法は断固として規制しなければいけませんけれども、きちっとルールを守つてビジネスを行う限りにおいては、消費者

の需要があれば需要に応じて伸びていくものだと思います。どの程度の伸びをするかというのはまさに決められたルールのもとで、マーケットを通じて需要という形で消費者が決めていくことと、ご意見です、魅力がないあるいは価値がないということであれば、売り上げが伸びない、減つていくということだと思つておられます。したがって、政府といたしましてこれを抑圧するとかいうことはもちろん論外でございますが、かといって積極的に養成をするというわけでもございませぬ。ルールをきちんとさせて、しかもそのルールというのは、先生おっしゃいましたようにいたずらに業界を萎縮させてしまふことのないように、適切なルールで持つていくことだと思つておられます。

○甘利委員 ルールを持つて規制をしていくというお話、大変結構でございます。今回の法改正を見ますと、消費者を保護していくという観点からしますと非常に評価をできる改正案であると思つておられます。

ただ、一方では、お話の中にもありましたとおり、消費者啓発をしていくということも忘れてはならないこととございまして、先ほどの答弁の中にも、消費者啓発の項目もございまして、その内容でございまして、消費者が商法の悪性の有無について確かな判断を行えるようになることが大事である。また、政府は、そのために問題のある商法についての情報提供その他の消費者啓発活動をより有効に行うよう努めるべきだ。つまり、消費者自身も判断能力を養つていく必要があるのだということであらうと思つておられます。法律で消費者をしつかりと抱えて守つてやるということは大変なことでありまして、私は決してそれを否定してはおりませんし、私は決して何も申しないでもないということになると、そういう悪徳商法に対する免疫性、免疫性というのは適切な言葉ではないかと思つておられます。対抗力というかそういうものまでも全部はぎ取つてしまふことつまり、軟弱な消費者をつくつてしまふというこ

とになりはしないかということをお心配するわけでありませぬけれども、その点はいかがでありませぬか。

○末木政府委員 ちよつと言葉の使い方が難しいと思つておられますけれども、もちろん軟弱な消費者というのは好ましくないと思つておられますし、自立できるというか自衛できる消費者であつてほしいと思つておられます。そういう基本的な考え方のもとに、何でもかんでも政府が面倒を見る、すべて警察や通産省がお世話するということではもちろんございませぬ。ある程度合理的な範囲内で消費者にも努力していただく、自衛のための努力をしていただくというのを当然考へつつ、しかし必要な消費者保護はやる、そして関係者の利害も合理的な調整を図るということと考へておられます。

○甘利委員 今回の法改正にしましてはいろいろな議論がなされたというふうな聞いておられます。訪問販売業者についても登録制を導入したらどうかというような議論もあつたと聞いておられます。後で御質問を申し上げますけれども、現に社会党案では届け出制というのが法律案の中に規定をされておられるわけでありませぬけれども、政府案の方を見ますと、これが規定をしておられないわけでありませぬけれども、これはどういった理由でございませぬか。

○末木政府委員 許可制とか登録制とか届け出制とか、いろいろな方法があるかと思つておられますけれども、訪問販売の事業を始めるときにその入り口のところで何かスクリーンをすべきではないかという意味の規制について、研究会あるいは産構審等いろいろ議論がございまして、開業規制をつくるかしないかという点は、今回の改正法案をつくる作業における大きな、重要な論点の一つだと思つておられます。結論といたしましては、今回御審議いただいております改正案には開業規制の規定は盛り込んでおりませぬ。

その理由は、まず第一に、この開業規制といひますのは営業の自由に対します重大な制約でございませぬ。もちろん開業規制のやり方によつて、その程度、影響も変わることは当然でございませぬけれども、原則として営業の自由に対する制限になるというものでございませぬから、その必要性あるいは具体的な方法、手段の妥当性あるいはその効果等については、慎重に検討しなければならぬこととは当然のこととございませぬ。特にこの業界は、非常に大勢の多種多様な企業といひますか販売業者といひますかがございます。今、企業と申し上げましたけれども、企業形態をとらない個人営業のものも数としては非常に多ございませぬ。パートで家庭の主婦が行う訪問販売もございませぬし、あるいは小規模の小売業者が行う場合もございませぬ。なおかつ、大部分の業者は一生懸命まじめにやつておられると思つておられます。そこで、こういった極めて多数の、そしてまた零細な販売業者について、一部の悪徳な悪質業者を排除するために広く規制の網をかけるということは、今の段階においていかになるか、やはりなお慎重に検討をする必要がある問題だらうと思つておられるのが第一点でございませぬ。

それから第二に、業者の数が非常に多いものから、これに伴います行政の事務が膨大なものになると思つておられます。セルスマンは百万以上もいると言つておられますが、これについて仮に一番緩い措置として届け出制をとつたとしても、その届け出された書類、いわば台帳でございませぬが、台帳をきちんと整備するだけでも相当大変な作業量になります。私も実は限られた人数で一生懸命やつておられますが、今度そういう事務が加わりました場合には、これを的確にこなしていくことについては率直に言つて自信がございませぬ。行革の時代でございまして、人員をふやすということは現実的には難しいわけでございますし、都道府県の関係者の数も、仮に都道府県に頼んでも限られておられます。そこで、現時点におきましては、行政負担の点から大変難点があると言わざるを得ませぬ。さらに、業者の数を絞るような何か工夫ができないかということもいろいろ考へてみたのですが、そういう工夫をいたし

十一年の売上高約六千八百億円でございましたが、五年後の五十六年には一兆三千八百億、それからさらに五年たちました六十一年には二兆二千七百億、こういう著しい伸びをしております。小売業全体に占めるウエートは二・一％程度でございます。しかし、最近主婦の在宅率、家にいる時間が減っている等の影響によりまして、売上高はやや伸び悩みの傾向にございます。

(奥田(幹)委員長代理退席、尾身委員長代理着席)

それから、通信販売の売上高は、同じく五十一年が二千八百億円でございましたが、五十六年には五千五百億、六十一年には九千七百億、小売全体について約〇・九％のウエートでございます。通信販売の方は大幅な伸びを現在続けております。

それから従業者数でございますが、訪問販売に従事する者の数というのは非常に膨大で、正確にこれを把握するのは困難でございますけれども、おおよそ百四十万人ほどと認識しております。このうちで第一線でセールスをしているセールスマン、セールスウーマンも含めてでございますが、百三十五万人ぐらいでございます。このほか、不定期的に訪問販売を行っているような者もあるかと思いますが、これはなかなか推計困難でございます。それから、日本訪問販売協会がセールスマンの教育登録制度というのを自主的な活動として行ってきたりしておりますが、この訪問販売協会に登録されているセールスマンはこのうち九十一万人ほどでございます。次に、通信販売につきましても、業界全体の従事者数は二万三千人程度と思われま。

その次に、トラブルの実態でございますが、これはいろいろなデータがございまして、通産省本省あるいは通産局の消費者相談室というところで受け付けた件数をまず申し上げますと、五十三年度は訪問販売が約五百九十件でございまして、消費者の相談件数の約一割を占めてございまして、六十一年度には千七百一件、三倍にふえまして、

相談件数全体に占める割合も二割にアップしております。そのほか、各地に国民生活センターとかあるいは消費生活センターというのがございまして、こちらの方で受け付けたものは、最近の数字でございますが、昭和六十一年度三十二万七千二百件でございまして、これは相談全体が三十二万でございまして、うち訪問販売が十一万、通産省の場合には全体の二割が訪問販売でございましたが、この場合は三四％でございます。

それから、相談の中心でございますけれども、最近少し変化してきておりまして、通産省の消費者相談室で受け付けたものの中で、役務関係が二三％ということ最近伸びてきておりますし、それから道路上でつかまえて喫茶店等呼び込んで契約をさせるようなものとか、電話で呼び出してどこかで契約するようなアポイントメントセールスとかキャッチセールスとか、こういったものもふえてきております。

通信販売の相談件数でございますけれども、五十三年度には通産省で受け付けたものは九十四件にすぎませんでした。六十一年度には二百二十五件とふえております。国民生活センター、消費生活センターの方を見ますと、六十一年度の受け付けは、通信販売は二万四百件、全相談件数の六％でございます。したがって、大きな方の数字を消費生活センターの方で見ますと、訪問販売が三四％、通信販売が六％、こういうような実態になっております。

○小澤(克)委員 今実態についての御認識あるいは把握の御説明があったわけでございまして、これは一口に言いますと、訪販あるいは通販も含めて、近年売上高等がどんどん大きくなっている。と同時に、トラブルの方も非常にふえている。今幾つかの数字が御紹介ありましたけれども、これはあくまで相談等があったケースでございまして、泣き寝入り等の暗数が恐らくこの十倍、二十倍とあるのではないかと、これまで考慮いたしますと、相当大きな被害があるのではないかと、もちろん、世にいろいろマスコミ等をにぎわした事

件が頻発していることも御承知のとおりだろうと思っております。今の数字の中でも、消費者センター等に相談が寄せられた中で、実に三四％が訪販にかかわるものである。こういうことを見ますと、そもそも基本的な考え方として、通販も含めまして訪販にどう対処すべきなのかという、基本的なスタンスについて御開陳願いたいと思うわけです。

諸外国では、例えば北欧のデンマークそれからルクセンブルクなどでは、訪問販売という取引形態全体をほぼ全面的に禁止しているようでございます。それから、ルクセンブルクを除くところのいわゆるペネルクス、ベルギー、オランダですが、この辺もかなり強い規制をして、例外的にのみ認めるというようなケースもあるようでございます。類型的には、今御紹介したような北欧の諸国などのように、訪問販売はその不意打ち性あるいは非常に攻撃的であるというようなことから、原則的に禁止するという非常に否定的な価値判断に基づく対処が一つの類型であろうと思っております。

それからいま一つの類型は、訪販あるいは通販といえどもいわゆる営業の自由を一応享受すべき範囲に属する取引形態であるから、一般的に禁止するというにはならない、ただこれについては弊害があればこれを除去していく、どちらかというと禁止もしないし推奨もしない、かつ中立的なといいますかそういう政策。それからもう一つは、これは実際にあるかどうか知りませんが、これも、考え方としては、この訪販あるいは通販の機能に着目してむしろこれを助成していく。類型的にはそのぐらいが考えられるわけでございまして、けれども、一体基本的なスタンスはどういうことなのか、これを御開陳願いたい。

○末木政府委員 訪問販売も通信販売も、当然のことながらそれぞれ小売業の業態の一つのタイプでございます。小売業というのは、当然のことながら自由な営業でございます。したがって、小売業の一つのタイプとしての訪問販売、通信販売も自由な営業が原則でございます。しかし、一般に比べて訪問販売あるいは通信販売は消費者と

のトラブルが多いではないかということから、一体こういう業態をどう評価するんだというような問題が提起されて、そこで先生お尋ねだろうと思うわけです。

私も、最近の小売業を見てみますと、小売業と一言で言ってもその態様が非常に多様化してきております。これは、その背景にあるいろいろな事情がありますけれども、一つには、まず商品が大変多様化してきておりますから、多様化した商品の売り方というのも多様化してきているという面がございまして、もう一つは、消費者の生活のタイプがいろいろ変わってきておりますので、それに応じていろいろな売り方が出てきております。これは単に訪問販売、通信販売だけではなくて、例えば昔の戦前であれば百貨店と専門店と近所の商店というぐらいの感じ、もちろん訪問販売も通信販売も若干ございましたが、それに対して戦後は、御承知のように大型のスーパーマーケットとか、コンビニエンスストアとか、最近郊外の車で買い物に行くような大型専門店とかディスカウントハウスですとか、最近例えばNICSショップですとか、いろいろなものが出てきております。

こういった業種、業態は、きちっとルールを守って営業する限りにおいては、消費者のニーズに応じて発展するなり、ニーズがなくなれば衰退するものだと私は思っております。そういう基本的観点に立ちますと、訪問販売も通信販売も、そういう形での買い物ニーズに対応するということになります。また、一つの競争機能でございます。意味におきまして、消費者の利便の増進に役立つということになります。また、一つの競争機能でございます。化粧品なんかの業界を想定していただくとわかりやすいと思うのですが、やはり企業間の競争を活発にする機能もございまして、さらには働く人に働く場所を提供するという面もございまして、この点は評価すべきものだと思います。ただ私どもは、それは言いません、こういう特定の業界に特に振興策を講ずるとか、そういうことを申し上げているわけではございません。ち

よつと例を引かせていただいで大変恐縮でございますけれども、ある学識経験者の方から、通産省は、円高で海外に物が売れなくなった、売りにくくなった、その品物を国内にさばくために訪問販売に助成をしているのではないかと御質問をいただいたことがありまして、大変驚いたことがございます。そういうことまでして応援をされているのではなからうかという様な疑念をもしお持ちの方からすると、通産省の取り締まりなり規制はどうもなまぬるいのではないかと見られるのかなと思つてびつくりしたことがございますが、そういう意味の助成はいたしておりません。消費者保護のために、主な団体として日本訪問販売協会等に消費者保護の観点からの助成は若干いたしておりますけれども、あとはきちんとしたルールを整備し、その中で自由企業としてやっていただくということでございます。

いま一つ、新しい職場といいますが、事業の場を提供するという面につきましても、実は産業構造審議会の席上でそういうお話が出ました。ある委員さんが、このように土地が高くなつてくると商売でひとつ小売業をやつてみようという若い人でも店を持つことが大変難しい、しかし一生懸命努力をし知恵を出す若者が訪問販売あるいは通信販売の世界で一生懸命やっていると、このものを私どもは見えております。こういう人たちはやはりそれなりにやつていての評価してあげないといけません。実は満場シオンとなりまして、確かにそうだとおっしゃる気持でございます。そういう意味におきまして職場、ビジネスの場の提供という面もございまして、そこで私どもは、不当あるいは過剰な規制にならないように、しかし消費者のために規制すべきは断固として規制をすることでございます。

○小澤(克)委員 基本的なスタンスについてはさように伺つておられますが、そこで今回、いろいろトラブルが続出しているということから改正案の提出ということになつたと理解する

わけでございます。

実は今回の政府案の中にも、現金取引への適用拡大、それから役務取引への適用拡大等があるわけでございますが、これらについては実はいろいろな方から従来から、こういう法改正をせよ早くやつてくれという要請が当然通産省にも寄せられていたはずでございます。例を挙げますと、昭和五十七年には東京都知事それから関東地方知事会から通産大臣等に要望書が送られていたはずでございます。それから昭和五十八年には、総理の諮問機関である国民生活審議会でも同様の指摘、すなわち現金取引それから役務取引にも適用を拡大すべきであるという指摘がなされております。さらに地方自治体から、これまでたびたび同様の要請が出ていたと聞いていたわけでございます。その意味で、今回の法改正案の提出はいかにも遅きに失したという感を感じないわけでございます。どうしてこのような時間がかつたのか、あるいは地方からの声にどのようにこれまで対処しておられたのか、それについてこの間の事情をお尋ねしたいと思います。

それから、最初にトラブルの類型、傾向についてもお尋ねしたいと思いますけれども、それについては具体的なお答えがなかつたように思いますが、その点についてもお答えを願いたいと思つて

○末木政府委員 現金取引あるいは役務に関する手当てがおくれたのではないかと御指摘でございますが、現金取引につきましては、現行法では、品物の引き渡し済み、支払い済み、双務契約の両方の当事者の履行が全部済んでしまつたものについてまで特別な定めをするかどうかというようなことにつきましても、法的安定性の尊重という方に重点を置いた結果でございますが、例えばクーリングオフができないとかいうことになつていくわけでございます。それから役務につきましても、この法律が制定されました当時の主たるトラブルが商品の販売に伴うものであつたことを踏まえて、その後今日まで役務が対象になつてい

いわけでございます。

これについて、現金取引も例えばクーリングオフを認めるとか、あるいは役務を対象にすべきではないかという御議論が当委員会でもございまして、これはそのとおりでございまして、近くは六十一年の預託法の御審議を当委員会でもいたしました。きにも、そういう問題が提起されておりました。私どもは、その六十一年の預託法の際の議論を踏まえて、一昨年の暮れから研究会で実は勉強を重ねてまいりました。できるだけ早く対策を確立しようと思つてやつてきたのでございますけれども、これは業界の振興を図るいわゆる振興法と違ひまして、民法、刑法の特則を定めると性質の法律論がございまして、それからトラブルなり業界の実態も相当多様で複雑だつたものでございまして、現状を正確に分析し、これに対する評価を加え、そして法律論の検討を経て、ようやく今日こういうふうな御審議をいただくことになつたわけでございます。それにつきましても、少し遅いではないかというおしかりを受けるかも知れませんが、おしかりは私どももしかと受けとめますが、精いっぱいやつたつもりでございます。もちろん、これだけの時間がかつたのは当然であると言つてもいいと思つて、そんなことを申し上げるつもりはございません。今後ともこの種の問題につきましてもはげしく受けとめさせていただきますが、経緯はそういうことでございます。

それから、先ほど失礼申し上げましたけれども、トラブルの態様でございますけれども、ほとんど申上げましたように、最近品物についてのものから売り方、どういう売り方をしているかという方にトラブルの重点が移つてまいりまして、品物の欠陥によるトラブルということではなくて、例えば消防署の方から来ましてと言つて消火器を売りつけるとか、NTTが民営化されたことに伴つて黒い電話は使えなくなりまして、そういう

一種の詐術、詐欺すれすれのものを使うとか、もちろん詐欺であれば取り締まれるわけでございますけれども、そういう言葉巧みに売りつけるような態様がふえてくる。あるいはまた役務の關係では、新しいものとしてしまつていろいろ資格取得でありますとか、これは通産省で扱うものかどうかちよつと判断に迷いますけれども結構情報サービスとか、そういう世の中の新しい動きに際したものがふえてきているという動きがございまして、ただ、訪問販売全体といたしまして、主要な品目というのは比較的限られておまして、化粧品とか教材とかあるいは家庭用品、寝具、ミシン等々でございます。このうちで英語教材等は、最近品物とサービスを結びつけたセールスということで相談件数がふえているものでございます。

○小澤(克)委員 そこで、法案の中身についてお伺い伺つていきたいと思つておられますが、開業規制を採用しなかつたことについて伺つてお聞きしましたので、順序を変えまして、今回の法案では現行法と同様に指定商品制をそのまゝ維持しておられます。役務等に対象は拡大された商品、役務にのみ本法を適用するという制度はそのまま維持されているわけでございます。これは、実は私自身が提出者になっております社会党もなにかねえんけれども、その点はさておきまして、政府案提出者としてはどう理由から指定商品制を維持したのか。既に先ほどの甘利委員からも御質問ありましたけれども、もう一度簡単に御紹介したいと思つておられます。

○末木政府委員 指定商品制でいくか、それとも指定制を外して原則すべての商品を対象にしてしまつて、しかしどうしても除外しなければならぬものを除く、いわば除外商品制にするかという点につきましても、先ほどの開業規制と並びまして、今回の準備の作業の中の主要論点の一つだつたと思つておられます。

しかしながら、結論としては、私どもは指定商品制を維持させていただいたわけでございますが、その理由をいたしましては、法制定のとときと基本的な変わりませんけれども、規制は一方において必要最小限であるべきだという基本的な考え方がございます。他方において、消費者保護のために必要なことは断固やるべきだという考えがございます。この二つの折衷をいたしまして、トラブルが起きる、またはトラブルが起きる蓋然性が大きい、かつそれが特殊なものではなくて一般的な現象としてそういう見通しがあるものを指定していくという考えでございます。これは法制定当時の考え方を今日も変えないでいくことが適切だということでございます。

ただ、五十一年、五十二年にわたりました政令で四十三の品目群を現在指定をしております。そこで、現実問題として、問題が多発しているのにもかかわらず通産省が政令指定の追加をしないものがあるのかどうかということでございますが、実はそのようなものとしてほとんどないわけでございます。正確に申しますと、実は現在の法律では政令指定するための要件が限られておりまして「主として日常生活の用に供される物品のうち、定型な条件で販売するに適する物品」の中で政令指定するということになっております。

問題は金でございます。金は現行法では指定したくても指定できないわけでございます。「主として日常生活の用に供される」という要件に該当しないわけでございます。金についてはしかし、日常生活には使わなければならないけれども、いわば財形的な観点で消費者が訪問販売で買うという実態が最近ございますので、今回の改正案ではこの政令指定の制度は維持いたしましたけれども、指定し得る範囲を拡大いたしました「日常生活の用に供される」という条件を外しております。日常生活にかかわる取引において販売されるものであれば、日常生活で使わなくても指定できるようにしております。「定型な条件で販売するの

適した物品」という条件も撤廃しておりますので、金は法案成立後に改めて検討して決めることとございますけれども指定し得るものになっておりますし、今そういうことになる可能性が大きいものでございます。

それ以外の一般の商品では、若干の事例があつて指定されていないものとしてはごく特殊なものがございまして、墓石でございますとか二、三の例がございまして、私どもは大体必要なものは指定してきたつもりでございます。今後ともそういう方針で臨むつもりでございます。

○小澤(元)委員 この指定商品制については、一つは、この訪販というのとは対象となる商品あるいは役割によって特徴づけられるのではなくて、訪販という取引形態によって特徴づけられるものであるから、したがって、これを法的に規制する場合には商品、役務の種類によって取り扱いは異なるのは合理性がないという理論的な批判と、それからもう一つは、実際には指定されていないものを扱おうというふうな常に業者は、特に悪質な業者は抜け道、抜け道を考え出して、したがって、それを追加指定していつてもある程度被害が出てからという、どうしても後追ひになるという実際のな批判があるわけでございます。

それで、私ども社会党案を作成する際にも、この点については実はかなり検討したわけでございますが、一つには、今回届け出制を社会党案で採用したこととの絡みで、すべての商品、役務について、しかも訪販である限りすべて届け出をさせるということはやや無理かなという考え方から、涙をのんで社会党案としては見送りまして、指定商品制を維持したという経過が実はあつたわけでございまして、政府提出案は、届け出制等でございますけれども、今回一切見送つていただいております。そういったわけで、なおかつ指定制を維持したというのとは私としては納得できないわけでございます。これについては引き続き検討するということのようでございますので、ぜひ期待をしていただいております。

そこで大臣、何かお時間がないということなんです、ちょっとここで伺いしておきたいのですが、この指定商品制を維持する限り、非常に機動的な、適切な指定が行われることがこの法を以て実効あるための絶対的な条件ではないかと思つてございます。それから、私ども社会党の案も、実はそこに期待をして指定制は維持したわけでございますけれども、それからさらに今回政府案でもいろいろな行政処分による指示、それから公表、業務停止命令等の行政処分が新たにつけ加わつていくわけでございまして、これらについても適切、機動的な処分がなされること肝要であるかと思つてございます。この点につきまして、担当大臣としての決意のほどをお聞かせ願いたいと思つてございます。

○田村国務大臣 この法律案が成立しました曉には、まずその内容の消費者、関係業界、地方公共団体等への周知徹底を図らねばなりません。また、悪質業者の取り締まりに当たりましては、警察庁など関係省庁との緊密な連携のもとに、法の厳正な運用に努めることは当然であります。と同時に、また消費者自身の勇気というものが何よりも基本であるということも言えるかと思つて、そういう点で、広報活動等もあらゆる機会にやつていくべきであらうというふうに思つております。

特に、主務大臣による訪問販売業者などに対する業務改善のための指示、業務の停止命令などの処分のほか、本法の規制対象となる商品、権利及び役務の政令指定に当たりましては、訪問販売等の取引の公正及び購入者などの利益の保護をさらに図るべく、適切かつ機動的に対処してまいらる所存でございます。

○小澤(元)委員 そこで、今次政府案では開業規制について、これまでいろいろ議論があつたにもかかわらず取り入れなかつたわけでございます。これについてはどういうことから取り入れなかつたのか。少なくとも届け出制は採用すべきであつたのではないかというふうに思つてござい

ますが、この点についてはいかがでございますか。

○末木政府委員 届け出制につきましては、広義の開業規制の形の一つとして私どももいろいろと検討いたしました。しかし、非常に数の多いこの業界の大多数がまじめに正当なビジネスをやつているときに、一部の悪質業者対策のために全部に届け出義務を課する、そういう手段が目的に対してバランスがとれているかどうか。これにつきましては、自由な事業活動、自由な営業に対する規制は必要最小限であるべきだというもう一つの価値判断もございまして、それとの関係でいろいろ勉強いたしましたけれども、現段階におきましては、届け出制を全部の業者に課すのはいかがかという結論に落ちついたのでございます。これが基本的な問題点でございます。

その次に行政負担の問題がございまして、私どもも、仮に届け出制が導入されますと、届け出られた事項について最小限のチェックはしなければなりません。したがって、届け出られたところの届け出られたところの業者が存在するかどうかということも最小限チェックをしなければいけませんし、その変更等も適宜フォローしていかなければなりません。これは一方において、今どの程度の行政体制があるかという点との絡みでございまして、ちなみにこういふことをやるとすれば恐らく都道府県に協力をお願いすることになると思つたのですが、仮に都道府県に事務委任をしてやつたとした場合に、どのくらいの体制が今あるか。

一例を申しますと、例えば訪問販売、通信販売に携わつていられる職員は、北海道のケースでは課長を含めて七名でございます。あの広い北海道で七名でございます。それから、東北のある県は一名でございます。大体の都道府県が数名程度の単位でございまして、したがって、百万を超えて、百数十万の届け出を受理いたしますと、なかなか事務的には大変でございます。私どもは大変だからやらないということでは必ずしもございせん。大変でもやらなければならぬ場合にはや

らなければならぬと思えますけれども、現在の限りある行政上のパワーをどこに重点的に使うかというのを考えましたときに、悪質業者は百万ではなくて一部なんだということであれば、その悪質業者の情報をしっかりと管理をして、これをよくウォッチをするということが効率的な行政のやり方ではないだろうかと思えます。

その情報は、じゃどうやって手に入れるかというところでございますけれども、現行法あるいは今度改正で強化されます書面交付の規定がございまして、その交付される書面には業者の所在とか名称とか書かれるわけでございまして、これは届け出制を採用したときに届け出られる事項は、今の書面で実はカバーされるわけでございまして、それで、トラブルがあれば、その書面に書かれた情報で消費者から苦情なり相談なりという形で行政庁に参りますので、そういった情報を中心に特に問題のあるもの、これは必ず違法かどうかは別として、話題になったもの、相談の対象になったもの、こういったものを重点的に情報管理をしていくということが効率的ではないかと思うわけでございます。

そのほか、今回の改正で報告徴収、立入検査の規定を設けさせていただくことになっておりますが、こういったものも当然悪質業者の情報源として活用できる手段でございまして、また予算措置といたしまして消費者モニターの活用がございまして、こういったいろいろなソースから重点的に使える情報を集め、これを有効に活用していくことによりまして、届け出制の御主張をなさるお立場でねらっておいでの効果をできるだけ上げるように努めてまいりたいと思っております。

○小澤(克)委員 先ほど私、ちょっと勘違いしまして、甘利委員からの御質問があったのはこの開業規制の点であつたので、私の質問がこの点で今重複したかと思うのですけれども、その点ちょっと勘違いだつたことを申し上げておきまして、今の御説明で納得しかねるところが多々あるわけでございます。

開業規制、文字どおり開業規制ですね。登録をもって開業の要件とする、登録しない者が開業すれば、そのこと自体をもって処罰されるというふうなやり方が果たしてどこまで実効的か、事務負担との兼ね合いにおいてどこまで実効的かという点については、いろいろ議論があるかと思うわけでございますが、実質的に見れば、つまり事務負担が非常に多い中で開業規制をいたしましても、形式的な要件が整つていればすべてこの登録を認めざるを得ない、そういうふうに登録の要件が外形的になつてしまつて、悪質業者を効果的に排除できるかどうかについては疑問があるというのが、納得できる理由があるとすれば唯一の実質的な理由だろうと思つてございまして。

したがって、むしろ開業規制そのものよりも、開業後の行政監督を効果的に行う方が効果的だということかなと思つてございまして、そうであるとするれば、行政庁として実態把握のまずイロハのイといたしまして、既に業として訪販を行う者については速やかにこれを届け出をさせるということが絶対に必要な条件ではなからうかと思つてございまして。このような実態把握があつて初めて適切な指導監督等、あるいは業務停止も含めた行政上の諸措置が可能になるわけでございまして。今のお話では、書面交付をさせることになつてから、それを消費者から提供を受ければ実態把握には事欠かないのだという御説明がありましたけれども、業者が法を守つたことを前提とするわけでございまして、書面交付をしないような悪徳業者については全く無力になるわけでございまして。ですから、このところはどうしても納得がいかなないわけであります。

しかも、届け出制であれば営業の自由等との難しい問題も全く生じないわけでございまして、その意味で少なくとも届け出制は採用すべきではなからうかと思つてございまして、実は私どもの社会党案にはこの届け出制をつけたわけでございまして。実態把握のイロハのイであると同時に、これが純粹に行政目的に資するために届け出をさ

せるということが実態把握の主たる目的でございまして、副次的には、消費者の側で取引の相手かどうかも特定できない、書面交付されなかつたとか交付された書面を紛失してしまつたとか、一たん交付しておいて引き上げてしまつたとか、一体だれを相手に取引したのか取引主体がよくわからないうような場合には、行政庁に問い合わせればそこにあるファイルの中から相手特定することができるといふ効果も期待できます。それから、悪徳業者が届け出をしないままに不当な訪販を展開している場合に、この届け出をしていないというそのことだけをもって、もちろん刑罰が伴うわけでございましてから捜査の対象とすることができ、刑事的な処分が可能であるという副次的な効果もあるわけでございまして、これはぜひ採用すべきではないだろうか、こう思つてございまして、いかがでしょうか。

〔尾身委員長代理退席、委員長着席〕

○末木政府委員 いろいろな制度の中で届け出制は、確かに規制は最小限にするという観点と消費者保護に遺憾なきを期するという観点を、できるだけ両方生かすという立場から工夫をされた発想だと思つて、また、取り締まりのイロハとして、どこにどういふ業者がいるかということも、把握するのが第一歩であろうという御指摘も、それはそうだと思います。したがって、私どもも、届け出制をおっしゃるお立場の方が、先生を含めまして届け出制によつて何を指しているかというその目標といたしまして、その方向につきましましては決して別の意見を持つてはいるわけじゃございませんで、実態をできるだけの確に把握をするということがまず必要だという点についてはそのとおりだと思つてございまして。

しかし、今例をお挙げになりましたのであえて私の方の一つの見方を申し上げさせていただきますと、例えば書面交付でも、これをしなかつたらどうするんだということもございまして、それから確かに書面交付をしないケースがあるだろうと思つて、あるいは、きちんと正確に書かないケ

すもないとは申せません。しかし、そういうことを意図的に、書面交付の義務を免れようとするごまかそうとしたりする業者は、届け出のときも恐らくまじめな届け出をしないのではないかと思つてございまして。すべてそういうものがあるに働かないと言つてしまつと、これは何をかいわんや、身もふたもない話になつてしまつてございまして、もちろん制度をつくる以上は大方向守られるという前提で議論しなければいけませんし、そういうふうにも私ども考えておりますが、書面交付とのバランスでいいますとそういうことになるのではないかと。書面交付にせよ住所を書く人は、届け出書面にもにせよ住所を書くおそれがあると思わなければならぬ。

そこで、いずれにしても、届け出られたものの真偽なり変更の有無なりのチェックがある程度必要になつてくるということは、先ほど申し上げたわけでございまして。同じことは書面についても言えます。そういう前提の上で、御指摘の方向はよくわかるのでございまして、あえて現在の限られたエネルギーを有効に使うという観点から先ほどのようなお答えを申し上げたわけで、届け出制を採用しなかつたわけでございまして、届け出制によつて目指すべきところについては、届け出制がなくても精いっぱい努力を私どもはするつもりでございまして。

○小澤(克)委員 私、何らかの開業規制といたしまして、開業規制という言葉が適当かどうかはともかくといたしまして、入り口のところでチェックは必要である、この確信をしていただいております。それは、現在の被害の実態等からする実感でもあるわけでございまして。

それで、それにもかかわらず、我が社会党案が登録制といたしまして、登録をもって開業の要件とするという強い立場をとらなかつた理由の一つに、登録をもって訪販の要件とするした場合に、登録をしない悪質業者について、そういう業者が行つた法律行為の私法上の効果をどう考えるのかというのが立法技術的にかなり難しいわけで

すね。登録してない者の取引行為については全部無効とするというのも、ちょっと公法と私法との混交の問題がございまして、やや難しいかな。かといって、一方で登録をもって訪販のおよその最初の要件としながら、登録しない者の法律行為についていろいろなクリーニングオフとかなんとかの法を適用するというのも、ちょっと技術的に難しいかなというふうな観点から、これも涙をのんで届け出制にとどめたという経過があるわけでございます。

それからまた、行政上の事務負担についても、これは届け出でございますので、訪販業者が全部記載した書類を受け付けて、それを順とじていけばいいわけですから、いわばロッカー一つ備えれば済むことではないか。そして日ごろは、その届け出の用紙がロッカーに眠っていても構わないと私は思うのです。何かあったときにそれをあけて見れば、規制の基本的なデータがまずそこにある。少なくともこの程度は必要ではないかと思うわけでございますが、どうですか。事務負担の観点からは、これは自治体、都道府県等に機関委任することになるかと思えますけれども、可能なんじゃないでしょうか、いかがでしょうか。

○末木政府委員 二つのことをたしか御質問だつたと思うのですが、登録制とかあるは届け出制でも同じような問題があるかもしれないが、違反をしたときに、その届け出をしてないあるいは登録をしてない業者が行った行為について、何らかの法的な効果が生ずるようなことであるところ、これは一つの意味があるといえますか、いい悪いとか賛否は別として意味があるわけですが、先生御指摘のように、必ずしもそういう法律効果は生まれないようでございます。例えば、食肉の売買契約をした者が食品衛生法による営業許可を受けていなかった場合に、その取引の私法上の効果に影響が及ぶかということについて、判例では取り締まり法規違反が即取引の効力には影響を及ぼさないという判例があったり、大体そういうことでございます。

そういたしますと、届け出制のねらいというのは、やはり先生おっしゃるように実態の把握ということだと思っております。私も、実態の把握が大事だということは御指摘のとおりでございますけれども、問題は、何か悪いことをしてやろう、ずるいことをしてやろうという業者を把握してなければ効果はないわけでございますし、恐らくまじめな人は、住所を変えるあるいは代表者がかわるという場合に変更届けをきちっと出すでしょうが、そうでない、初めから何かずるいことを考えている業者の場合には、事によると初めからにせものを出してくるかもしれないし、あるいは初めは正しくても変わったときに出不きないかもしれない。実は、よくトラブルがありまして相談窓口に見えたときに、これを呼び出そうとすると、どこかへ消えてしまっていないというケースが確かにあるわけでございます。これは届け出さしても恐らく同じだろう。そうしますと、実は問題を起ささないまじめな業者の資料だけがきちっと整備をされてロッカーにおさまっているということになりかねないのではないだろうか。

そこで、重ねて繰り返して恐縮でございますけれども、もうちょっと同じ目的を達するためにうまい方法はないだろうかというので、先ほど来、重点的に問題のあったもの、名前が挙がったもの、問い合わせがあったもの、こういうものをできるだけフォローしておっしゃるような効果を上げたいというふうにお答えを申し上げておるわけでございます。

○小澤(克)委員 せっかくのお答えでございますが、私としては同意できない、全く腑に落ちないわけでございます。最初からその届け出をする者あるいは届け出ない者については結局無力ではないかということでございますが、そういう悪質な業者は届け出をしていないというそのことだけをとりまて刑事的な捜査の対象にし得る、これだけでも悪質な業者に対抗する非常に大きな武器を持つことになると思うわけでございます。この点については、これ以上議論しても仕方ないか

なという感じがいたしております。ちなみに社会党案は、後で触れるかと思いますが、この届け出どいうのを純粋に行政目的による届け出ということに純化したしまして、違法行為があった場合の消費者による解除権等にもこの届け出の有無ということはかからしめていないわけでございます。非常にモデルトといえますかマイルドな立法だというふうな思っているわけでございます。少なくともこの程度のものであれば政府案に入れているだけだかたかたと思うわけでございますが、これ以上この点について議論はしないことにいたしました。

そこで、今ちょっと触れましたが、訪販業者はこの訪販法に違反する行為があった場合に、ただ単に刑罰の対象とするあるいは行政処分の対象とするだけでなく、民事的な効果からも制約をする、すなわち消費者側からの契約解除権を認めるべきだという意見が、特にこういうトラブルについて第一線に立つて頑張っておられる弁護士さんであるとかあるいは消費者センター等の方々の体験から強く寄せられておまして、今回の政府案では、この消費者による解除権を検討の対象とされながらも結局採用されなかった、これはいかに残念なわけでございます。なぜこれは採用しなかったのか、お答えを願いたいと思えます。

○末木政府委員 消費者取り消し権と俗に関係者が呼んでおります制度も、御指摘のとおり大きな論点の一つだつたと思えます。訪問販売等問題研究会それから産業界構造審議会、いずれの場におきましても大変熱心な御議論をいただきました。消費者保護の観点から、もちろんこういう制度についてはそれなりに大きな評価ができる面がございますけれども、しかし他面、やはり法律論的にいろいろ大きな問題がございます。

問販売業者から物を売りつけられた場合には、この制度によって契約を取り消すことができるわけでございます。さらに訪問販売には、そのような契約に瑕疵がなくとも、一切の事由を問わずにクリーニングオフの制度が認められております。そういう意味で、通常の店舗における売買に比べて手厚く制度ができていくわけでございます。さらにこれに加えて何をやるかということになります。いろいろな問題が出てまいります。すなわち取り締まり法規の違反、これはいろいろな取り締まり法規が日本にございますけれども、取り締まり法規違反が私法上の契約にどうい影響を及ぼすものとして制度をつくるかということについては、なかなか難しい議論がございます。

例えば、よく私どもが申しますケースで独禁法違反の契約がある。独禁法違反だつたら私法上の契約は無効かといえますと、直ちに無効にはならない。その独禁法に違反することが民法九十条、公序良俗違反に該当すれば九十条違反として無効だ、そういうことになっていくようでございます。先ほど例に挙げました例えば食肉の取り扱いについて、食品衛生法の許可を受けていなくても売買は有効であるか。これらは、消費者というよりも業者の問題ではないかとおっしゃるかもしれませんが、いずれにいたしましても取り締まり法規あるいは強行法規と私法上の関係については、先生御承知のとおり大変精緻で複雑な理論がございます。いろいろ取り締まり法規については私法上の効果を並べて議論した場合に、訪問販売については特別に取り消し権というような形で私法上の効果を生まるべきではないかという議論には、なかなかそう簡単には政府部内のコンセンサスもできないというのが実態でございます。

そういうようなことで、今回非常に大事なテーマとして慎重に時間をかけて学識経験者の御議論もいただいたわけでございますが、この問題については消費者取り消し権というものも全く不適切だということではございませんけれども、なおまだ研究を要するというところで、今回は見送らさせ

ら、したという効果は残ったからそれを不当利得という形で、代金相当額を不当利得でいただきますと言われたのではクーリングオフの意味がございませんので、この規定を思い切つて入れたわけでございます。何が起きるかというところ、おっしゃる通りにクーリングオフ期間が終了するまではシロアリ駆除をしないであろう、恐らくそういうことになると思います。もちろん消費者が急ぐ場合には、それは消費者が具体的に自分の方の発意で訪問販売にならないようにシロアリ業者に注文をなされば、それはもちろんすぐできるわけでございます。そういう意味では、これはクーリングオフ制度を実効あらしめようと思つてできるだけのことは考へたつもりでございます。お尋ねのないのに申し上げさせていただきます、大変失礼しました。

もう一つの方の、七日目が休日になつた場合でございます。あるいはこれは誤解をなされていらっしゃるのではないかとおもうので、クーリングオフは発信主義をとつておいて、文書で発信をしたときに有効でございます。具体的には発信というのは郵便の消印になります。ですから、七日目の日付の消印があれば有効でございます。問題は、それでは七日目が日曜日であつた場合に消印が押されるかどうかということでございます。これも郵政省に当たつて調べてみますが、全国に郵便ポストが約十五万ございまして、もうほとんど一〇〇%に近く休日にも集配がございまして、休日集配がないものが約百だと思つてございまして、これは非常に特殊なケースだと思つてございまして、原則として休日にも集配がある。それに間に合うように投函していただければ、休日であつてもクーリングオフは有効に成立いたしますので、最終日の問題は、これは最終便が何時であろうとも、郵便ポストに入れる限りはその最終便の集配に間に合ふなければならぬというのでは同じでございます。もちろんあいてる郵便局へいらつしやればあいてる限りの時間受け付けるわけでございますけれども、

ポストに投函でも今のよう大体できるというところでございます。
○小澤(元)委員 クーリングオフは、今御説明があつたとおり発信主義なんです。ですから、理屈としては今おっしゃつたとおりになるのです。弁護士なんか相談を受けて、内容証明でクーリングオフの意思表示をするというような場合は、まさに今言つたようになされるわけですね。ところが、実態はそうじゃないのですよ。まず大騒ぎになります。若い方やお年寄りが訪販にひつかつた場合に周りで大騒ぎになつて、それでもうきょうがクーリングオフ最終日だ、何はともあれ一体どこかの業者から何を買つてどうなつてゐるのだ、契約内容はどうなつてゐるのだと電話で問い合わせます。ところが、幾ら鳴らしてもだれも出ない、わからない、もたもたしてゐる間にクーリングオフの期間が徒過してしまふ。こういう実態から考えてみますと、まずその業者のところに電話をかけて相談してみようと思つたのは、一般の消費者からすればある意味で当然のことでございます。発信主義云々という理論的なところはともかくといたしまして、次の営業日に発信したものをもちつてクーリングオフ成立というふうにするのがむしろ実態に適していると思つてございまして、先ほどから言つてゐるわけですね。この点についても御一考をお願いしたいと思つてございまして、

時間がかつていまして、残り残された問題を若干伺つていきたいと思います。
○今回いわれるマルチまがいは商法ですか、これも規制の対象としたわけでございます。これはこれが大変結構なことだと思つてございまして、今の法改正の政府提案が成立した場合に、マルチまがいについて十分な禁圧ができるというふうにお考えなのかどうか、そこを開陳していただきたいと思います。
○末木政府委員 今回改正案で、いわゆるマルチまがいでございまして、マルチの定義に加えて、いわゆる再販売を行う人の募集以外に、販売の委託販売あるいはあつせん等も全部対象に加えてございまして、対象を広げますと同時に、さらに取り締まり規定も強化をいたしてございまして、あるいは業務改善等の指示の制度等、行政監督規定も強化をいたしてございまして、したがって、この法律によりましてマルチを抑圧してまいりましたのと同様に、マルチまがいにいって、もさらに従来の法律よりも強化された法律で網を張るわけでございますから、一生懸命運用いたしまして、マルチと同様に実質的に抑えていけると思つております。
○小澤(元)委員 最初は、最初にこの法律ができたとき、昭和五十一年の議事録を拝見させていただきます。昭和三十二年の議事録を拝見させていただきます。このマルチ商法禁止の法律によつてマルチを禁圧できるのかどうかという議論がありまして、実はこの法律ではマルチそれ自体を禁止してはいないわけですね、強い規制をしてゐるわけですね。それで、そのとき答弁された方が、これは天谷さんとおっしゃるのでしょうか、制限する法律ではあるけれども、実質的には禁止的な効果を持つ法律である、このように答弁されておられるわけでございます。そういたしますと、このマルチまがいについても本法は同様の効果を持つもの、すなわち実質禁止の効果を持つもの、またそのように運用をするというお考えなのかどうか、伺いたいと思つてございまして、と申しますのは、時間が来ましたからこれでやめますけれども、現在マルチ商法を行つてゐる会社エム・ピー・シーが依然として活動を続けてゐるわけですね。そういったと、実質禁止ということは必ずしも言えないのではないかと感じます。この点も含めまして答弁願ひまして、時間が来ましたからこれで終わらせていただきます。

○末木政府委員 マルチにつきましては、直接的な禁止ではないけれども実質的に禁止に近い効果をもたらずでありまして、御答弁を当時、天谷審議官が言いましたとお話でございますけれども、結果といたしましては、いわゆるマルチ企業はほとんど整理をされまして、おっしゃつた一社存在しているわけでございます。この一社につきましても、もちろん私も、当省に苦情相談が寄せられておりますので特に苦心を持って注目をしておりますが、マルチまがいににつきましても、このような運用実績にかんがみ、私どもの決意としては、この法律を有効に使ひまして、同様に実質的に禁止の効果を生むようにやつていきたいと思つております。
○小澤(元)委員 終わります。
○渡辺委員長 残余の質疑は後日に譲ることいたします。
次回は、来る十五日金曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員會を開会することとし、本日は、これにて散會いたします。
午後五時四十二分散會

第一類第九号

商工委員会議録第七号

昭和六十三年四月十三日

昭和六十三年四月二十三日印刷

昭和六十三年四月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K